

「行政」の誕生と交流

毛 桂 榮（明治学院大学）

目 次

1. はじめに
2. 「行法」が日本へ
3. 「行法」から「行政」へ
4. 「行・法」と「行・政」
5. 「行政」が中国へ
6. 「行政学」も中国へ
7. 終わりに

1 はじめに

政治学・行政学（広く言えば社会科学一般）の多くの概念が、圧倒的に古典古代において形成され、近代以後それが使用・再構成され、あるいは訳されることによって今日に至っている。その間、いくつかの新しい概念、例えば「主権」、「国民国家」などが開発されるが、数はそう多くはない⁽¹⁾。他方、概念は言葉を媒介に伝達されるので、言葉のもつ歴史的、文化的な含蓄によって人間の認識が左右される場面は多い。古典古代の政治学（或は行政学）の概念であっても、それらが中国語、日本語に翻訳される場合、またさまざまな紆余曲折をたどる。これまで、例えば「政治」⁽²⁾、「責任」⁽³⁾の概念について、漢字の歴史的背景を踏まえながらその意味内容を研究する作業が行われきた。また例えば「統治」の概念については、「支配」という意味が古くから存在するが、「統治」という用語それ自身は近代の産物であることが明らかにされている⁽⁴⁾。近代政治に関する多くの概念が翻訳作業をへて定着し確立されていくが、そのプロセスはいくつかの研究によって明らかになっている⁽⁵⁾。そのなかで、例えば「革命」の

概念がそうであるように、中国語の古典を転用した事例がある。本稿は、「行政」という漢字表現の言葉がどのような歴史的、文化的背景をもって形成されてきたのか、すなわち「行政」の誕生の歴史を考察するものである。

行政学においては、行政の概念をどのように理解するかは、論争の対象ではなくなったように見える⁽⁶⁾。ここで行うのは、その「行政」概念の中身、政治行政関係、あるいは政官関係の分析ではない。むしろその言葉（用語・語彙）の成立に関する「謎」を、最近の研究を踏まえて、検討したい。というのは、日本行政学界の周知の事実として、次の二つがあると考えからである。第一に、「行政」という言葉が普及する前に、「行法」という言葉が使用された。「行法」は、後に「行政」という言葉にとって代わられた。これは井出嘉憲が指摘してきたものである⁽⁷⁾。第2に、「行政」という用語は、中国古典にあるものである。「行政」という言葉は中国古典に由来するもので、何らかの形で日本に伝わった用語という指摘が多い⁽⁸⁾。

そこで問題は、第1に、「行法」という言葉がどのように使われたのか、中国との関係はどうであったか。第2に、中国古典にある「行政」という言葉か、それは近代行政学などにおける「行政」と同様の概念かどうかを検討する必要がある。本稿では、「行政」という言葉の使用・形成を通じてその間における知的交流がどのように進められてきたのか、歴史資料に立ち返ってその姿を検討してみたい。歴史研究者ではないので、史実の第一次的検証より、諸研究を踏まえてその言葉の形成と伝播を垣間見ることにしたい。

結論から言えば、「行法」という言葉は、アヘン戦争後の中国で使用され日本に伝わったものである。また、日本では、中国の古典から借用・転用された「行政」が「行法」にとって代わり、1870年代に普及する。その近代的な「行政」概念は日本で定着してから、逆に1890年代に中国へ流入し、1900年以後は中国でも「行法」に代わって「行政」が一般的となった。さらに、中国における近代的な「行政」概念とともに、「行政学」の概念も日本から輸入された

という歴史事実がある。行論の便を考えて、前もって指摘しておく、中国古典には「行法」や「行政」の用語があり、しかしそれらはいずれも一般名詞ではなく、「行」が述語で「法」や「政」を行うという意味での連結詞で、したがって本稿では必要に応じて一般名詞の「行法」と「行政」と区別して、「行・法」と「行・政」を古典にある用語法とする。

本稿は、近代用語としての「行政」概念及び「行政学」概念の形成における中国と日本との間の往復、その間の知的交流を検討するものである。以下、まず第2節では「行法」という言葉が日本で使用されたこと、その言葉の由来は中国にあることを検討し、第3節では、「行法」に代わって「行政」が登場し、普及していく過程を検討する。1870年代、行政の概念が日本で普及し、やがて定着するプロセスを検証する。第4節では、「行政」及び「行法」という言葉が中国古典に由来するかどうかを検討する。第5節では、日本で普及した近代用語である「行政」が中国へ逆流入する可能性を、また第6節では、「行政学」の概念が日本より中国へ導入する経緯などを分析し、中国における行政学の教育と研究への日本、そしてアメリカの影響を考察して、最後に本稿の「行政」（及び行政学）という用語の誕生と交流に関する検討を総括する。

2 「行法」が日本へ

井出嘉憲『日本官僚制と行政文化』によれば、日本においては明治維新以前、「行政」という言葉はほとんど見当たらない。また「行政」という言葉が登場する前には、「行法」の用語が存在していた⁽⁹⁾。これは、1868年に布告された「五箇条の御誓文」に示された政治方針を実現するために設けられた太政官制度に関する規定、すなわち「政体書」に見られる。資料-1は、国会図書館の「太政官職制沿革」のデジタル資料の一部で、その資料から「立法」「司法」とともに「行法」という言葉を確認することができる⁽¹⁰⁾。太政官の権限に関する規

「行政」の誕生と交流

定では、「太政官ノ権力ヲ分ツテ立法行法司法ノ三権トス」として、3権分立の思想を受け入れて制度規定を設けている。3権分立を示す言葉として、「法」を「立つ」こと（立法）、「行なうこと」（行法）、司（つかさど）ること（司法）が使用されている。ここでは、今日普通に使用する「行政」ではなく、「行法」及び「行法官」の用語が使用されている。

資料-1：政体書における「行法」・「行法官」



言葉の用法からすると、立法、行法、司法のほうがトリプル・セットできれいな様式をかたちづくっているが⁽¹¹⁾、その後、「行法」は「行政」にとって代われ、やがて死語と化していった。問題は、まず第1に「行法」という言葉

がどこからきたのか、第2にどうして「行政」になっていったのか、第3に「行政」という言葉がどこから来たのか。このように検討に値する問題は多い。まず「行法」が如何にして生れたのか、考えてみたい。

明治政府の基本法ともいえる政体書は太政官の名で布告されるが、起草には福岡孝悌・副島種臣があたり、『聯邦志略』、『西洋事情』、『万国公法』等を参考にしたとされている⁽¹²⁾。井出嘉憲の『日本官僚制と行政文化』でも、この「行法」の用語は「聯邦志略」にある「行法」を引用した可能性があると指摘された⁽¹³⁾。

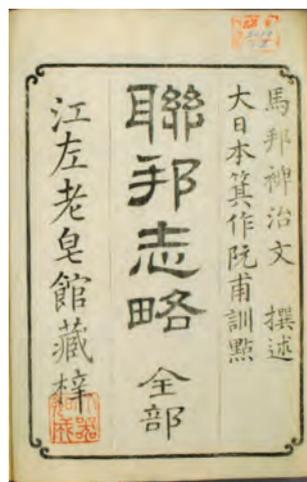
アヘン戦争以後、中国で収集された西洋に関する情報、漢訳洋書は多数日本に輸入され、広く読まれた。「聯邦志略」はその一つで、原著者は裨治文、E. C. Bridgemanの漢名である。『聯邦志略』は、1938年にシンガポールで、1846年に香港で出版された。上海で1861年に出版されたときに書名が『聯邦志略』と簡略化された⁽¹⁴⁾。中国の学者は、『聯邦志略』原文ではなく、それを引用した『海国図志』（魏源、1842年）などを見る限りでは、日本で使用された「行法」の用語がないのではないかと指摘するが⁽¹⁵⁾、

「行法」の用語が原文にあったことは立証できる。

資料-2aは、早稲田大学の所蔵する1861年版の『聯邦志略』のデジタル版である⁽¹⁶⁾。その表紙には、「箕作阮甫訓点」とある。箕作阮甫は高名な蘭学者で、日本語訳とはいっても漢文に訓点が施されただけのものであり、『聯邦志略』の日本語訳で確認すれば、中国語の原文におけるその用語の使用も確認できる⁽¹⁷⁾。

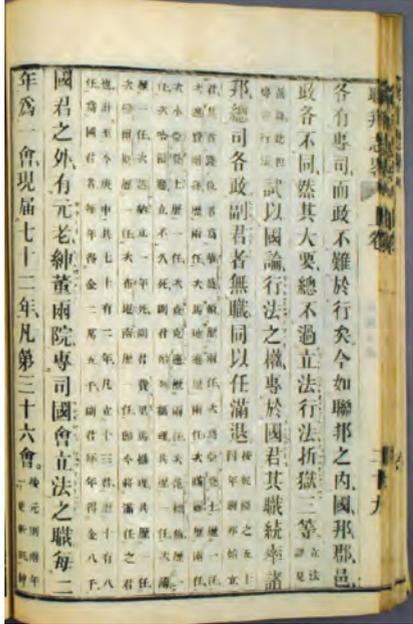
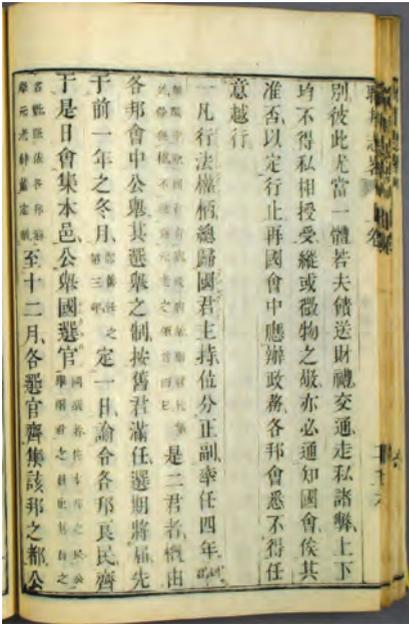
資料-2bは、同資料『聯邦志略』上巻の「建国立政」の部分で、そこでは「凡行法權（権）

資料-2a：『聯邦志略』表紙



資料-2b：上巻「建国立政」に見る「行法」

資料-2c：上巻「設官分職」に見る「行法」



柄綵婦国君」の言葉が確認できる。その部分は大統領の職位、そして大統領選出に関する解説であり、今日の表現をするなら行政権は大統領に属すると訳するが、この行政権は、「行法権柄」と表現されている。資料-2cは、同様に『聯邦志略』上巻の「設官分職」の部分で、そこでは連邦諸州の体制がそれぞれ異なるが、大まかに「立法行法折獄三等」、すなわち、立法・行政・司法に分かれると解説しており、その続きもまた「行法之權（権）」について紹介している。「行法」は頻繁に登場する用語である。ちなみに、資料には両方ともに「国君」が登場しており、国君には仮名としてプレジデントがふられており、大統領が「国君」と訳されていることが分かる。

以上のように、1860年代の漢籍では「行法」という用語が登場するが、実はそれより先に「行法」という用語が登場していた。『聯邦志略』はいわばそ

の「行法」の使用法を継承したと言える。

アヘン戦争で有名な林則徐は、英語の本を翻訳させるなどして、『四洲志』を編集した。1841年に出版したこの本では、「立法衙門」、「行法衙門」、「立法官」、「行法官」の用語が登場していたとされる。魏源は、林が編集した『四洲志』の内容を吸収して、1843年に『海国図志』を編集した⁽¹⁸⁾。とくに『四洲志』のアメリカに関する部分がほとんどそのまま利用され、「立法衙門」、「行法衙門」、「立法官」、「行法官」の用語が、『海国図志』にも継承された。従って、林の『四洲志』における「行法」の用語が最初ではないかと指摘されるのである⁽¹⁹⁾。林の『四洲志』にある「行法」という言葉が中国古典から借用されたことについては後述するが、この「行法」という言葉は、中国では19世紀末までに使用されていた。

魏源の『海国図志』は、1843年に50巻に編集され、1852年には100巻までに拡充され出版された。この本は、日本で複数翻訳され、広く読まれたことがよく知られている⁽²⁰⁾。魏源は「夷の長技を師とし以て夷を制す」と述べて、外国の先進技術を学ぶことでその侵略から防御するという思想を明らかにしている。清朝のアヘン戦争の敗戦に危機感を募らせた当時の日本では、『海国図志』は吉田松陰や佐久間象山らによっても読まれていた。そこで、中国で使用された「行法」が日本に伝わることは決して不思議なことではない。

図書館データを検索したところ、日本の図書館には『海国図志』（『海國圖志』）が複数所蔵されていることが分かる。ここで再び、早稲田大学のデータから参考までに引用してみたい。1876年の出版とされるこのデータ資料（100巻資料、中国語版）の第62巻に、例えば、資料-3に見るように「立法行法判事衙門」の表現が見られる⁽²¹⁾。林則徐によって編集された『四洲志』にあった「行法」の用語が『海国図志』では継承されたとと言える。

「行法」の使用法をもう少し広げて検討してみると、アヘン戦争後、中国の漢訳洋書ではこの用語をかなり使っていることが分かる。例えば、清政府は

資料-3:『海国図志』に見る「行法」



1862年北京に「同文館」を設立し⁽²²⁾、外国語の取得と文献の翻訳に取り組み、1964年には『万国公法』を翻訳・出版した。この漢訳洋書では他の書籍と同様に「行法」という言葉が使用され⁽²³⁾、また「立法」に相当する言葉として「制法」が使用されていた。『万国公法』は日本にも伝わっていたが、これに関する検討文献は多いので、ここでは、「行法」という言葉が使用されていることを指摘するだけで、詳細は立ち入らないことにする⁽²⁴⁾。

『万国公法』を翻訳したこともある思想家西周の場合、例えば1867年に提出した政体構想では、言葉としては「立法」(立法の権)、「行法」(行法の権)、「守法」(守法の権)を用いて、3権分立の発想を表現していた。資料-4aは西周の政体構想の「別紙 議案草案」の一部である⁽²⁵⁾。「行政」ではなく、「行法」(行法の権)の用語を使っている。また西周は、1870年(明治3年)に講義した「百学連環」(Encyclopedia)でも、資料-4bに見るように executive の訳を「行法の権」としていた⁽²⁶⁾。このように、西周は一定期間にわたって、この「行法」

資料-4b：西周『百学連環』に見る「行法の権」

The division of power: 君主たるもの權は、元來一ツにして他の權あらざるか如くなれども、之を分辦せずと
きは三ツの區別あり。此區別は佛國の Montesquieu なる人の發明せしところなり。
第一 Legislative 第二 Executive 第三 Judicial なり。
立法の權とは君主自ら萬民を御するの法を立るを言ひ、行法の權とは既に立てしところの法を萬民に布告して
守らしむるを言ひ、斷定の權とは既に法を布告して之を侵すか如きは其定むるところの法に比較し刑罰を加ふる
か如き、總ての處置を決斷するを言ふなり。

年代前後の書物では、「行政」に相当する用語として使用頻度が比較的に高いのは、「行法」であることは間違いないと考える⁽²⁹⁾。日本では、幕末明治期の政治エリート、知識人の漢文教養が非常に高く、漢訳洋書及び英華字典などを通じて、世界情勢や欧米學術の把握に大きな回路を形成していた⁽³⁰⁾。結果として、中国で使用頻度の高い「行法」という言葉が、明治維新前後、『聯邦志略』など漢書や漢訳洋書の和訳の形を通じて、日本に伝わったと考えられる。

3 「行法」から「行政」へ

前述した「政体書」の「立法」「行法」の用語や西周の「行法」の使用に見るように、明治維新前後、「行法」は一般的な用語としてかなり使用された。ところが、この時期、同時に「行政」の用語も登場し、やがて「行法」が「行政」にとって代わられるようになる。「行法」がいつごろ「行政」になったのか、その過程については、さほどはっきりしていない。新しい用語である「行政」は中国古典に由来するのか、まったく新しい発明なのかについては後述するが、ここでは、「行政」という言葉の登場と普及を歴史に即して検討してみたい。

前述した「政体書」による政治機構は「太政官制」とされるが、「太政官」自体は特定の官職ではなく、初期において「七官二局制」として構築されていた官制である。資料-5aは、「政体書」による官職制度を整理した組織図である。立法の権に関わる「議政官」、行法の権に関わる「行法官」（具体的には「行政官」……「軍務官」「外国官」（計五官）に再分割）、そして司法の権に関わる「刑法官」、合わせて七官に区分されていた。この規定では、すでに「行政官」なる官職用語が登場している。しかし、「行法官」は、行政官などの五官を包括する表現で、「行法の権」を管掌する行法官の一部署として行政官の官職があると言える。いわば「行法官」は、「行政官」を包括する上位の概念である。資料-5bは、

資料-5a：政体書の官制

| | | |
|-------------|----------|---------------------------------|
| 大 政 官 | (立法・立法官) | 議政官 = 上局 (議定 = 輔相) 下局 (議長 = 弁事) |
| | (行法・行法官) | 行政官 (輔相一弁事) |
| | | 神祇官 |
| | | 会計官 |
| | | 軍務官 |
| | | 外国官 |
| (司法) | 刑法官 | |

資料-5b：政体書における「行政官」



その「行政官」なるポストを規定した部分の資料⁽³¹⁾であるが、「行政官」の長たる「輔相」(二人)が設置され、その「輔相」は、「議政官」を構成する「上局」の最高官職である「議定」を兼ねていた。また「輔相」の下では「弁事」(一〇名)が置かれるが、その「弁事」のなかで二人は、議政官の「下局」の議長(二人)を兼ねることになっている。その「輔相」や「弁事」は、いわば行政職であると同時に、立法職でもある。行政官の長である「輔相」が「弁事」を通じてほかの官職を指揮することになるが、太政官の法令は、「輔相」をいただく行政官の名において発せられることになっていた⁽³²⁾。行法官は、行政官を中心にした権力行使の仕組みで、行政官は、行法官及び立法官の中核である。言う

ならば、ここにはすでに「行政官」が「行法官」にとってかわる可能性が存在するのである。

以上のような仕組みは、今日の視点からすると、近代官僚制組織としての独任制の形態をもたなただけではなく、権力の分立も不分明で、行政官の長である輔相が上局の議長を兼ね、弁事が下局の議長を兼ねており、立法と行政は、「行政官」（合議制組織）に統一されていると言える。

太政官制の組織論的検討、そして体制論的研究はさておき、ここでは「行政官」なる組織が存在し、なお且つそれは太政官の中核組織であることに注意したい。「行政官」という言葉、あるいは「行政」という言葉がどこから由来するのかはともかく、これらの言葉が「政体書」による太政官制の創設においては存在していたことが分かる。ただし、「行政」、あるいは「行政官」の用語は、我々が現在使用する「行政」や「行政官」の用語と同様かどうかは、議論が分かれるようである⁽³³⁾。というのは、輔相が上局の議長を兼ねるような明治新体制の下では、「立法」と「行法」（行政）を一体化した「行政」（行政官）によって、立法も実質上、分担される形になっており、天皇を補佐する「補相」の地位は、名実ともに政治、あるいは政事（まつりごと）の中枢に位置するからである。ある解釈では、天皇を補佐する「行政官」の立場は、政体書が掲げる「行法権」を行使する「行法官」（資料-1を参照）とは異なり、今日的な意味での「行政官」ではなく、むしろ「政を行う」官という意味での「行政官」（『行・政』官）と見た方が良いのではないかとその特殊性が強調されている⁽³⁴⁾。「政体書」による官制では、行政官は、行法官の一部であるが、立法の議定が補相を兼ねることにより、この体制は、実質、行政官を中心にした立法と行政（行法）を含めた権力行使の制度である。行政官が特殊な地位にあることは間違いない。

「政体書」による太政官制が設置されから五か月後、「議政行政ノ分別ヲ以テ議事ノ制可被為立筈之処自然実情ニ於テ議政モ行政モ亦行政之事相成り立法官行政官ヲ相兼候様成り行き、遂ニ議事ノ制相立チ難ク候」との理由で、議政

官（上局）の廃止と「議定」の行政官への編入が行われた⁽³⁵⁾。「行政官」（輔相）が議定を兼職していたので、その廃止は、分立制に合った改編ともいえる。結果としては、「行政官」という官職は、ますます重要となり、一層「行政官」中心の体制が構築された。また言葉としては、「行政之事」のほか、「議政」と「行政」が同時に使われており、この「行政」が一般名詞と見ることも可能であるが、「政を行う」という意味での「行政」である可能性もあるかもしれない。

1869年に「職員令」が發布され、「政体書」による政治機構は再び改編され、太政官という官職が設置された。これまで議政官、行政官、刑法官を含めた政治機構全体を太政官と称していたが、天皇を輔弼し政治を全体的に取りまとめる最高機構として太政官が設置され、また左大臣、右大臣、大納言が置かれた。その下では卿を長とする大蔵省などの機構が設置された。この太政官の官職は、いわば「政体書」の政治機構にある行政官を一段と高めたものであり、制度全体をより階統制的な組織にまとめたものである。この太政官という官職は、内閣制が成立するまで存続した。

改革はさらに続き、1871年に左大臣などが廃止され、太政大臣という官職が設置された。三條実美がその職につき、そのもつて、正院、左院、右院をもつて構成された。言わば独任制の組織へとさらに一步、接近したと言える。そのプロセスの中で「行政官」という表現は消えていくが、「行法」という表現も同様に使われなくなった。もっと重要なのは「行政」という用語が頻繁に登場するようになったことである。すなわち、太政官のもとに設置される右院の「事務章程」では、「當務ノ法ヲ案シ及行政實際ノ利害を審議スル所」という協議機関的な規定が置かれており、「行政實際」という形ではあるが、一般的な名詞ともいえる「行政」の用語が右院の事務規定のなかで登場してきたのである⁽³⁶⁾。

1873年（明治6年）の太政官職制改正では、「正院事務章程」のなかで「内閣」の用語が官制として登場するとともに、「内閣は 天皇陛下參議ニ特任シテ諸

「行政」の誕生と交流

立法之事及び行政事務ノ當否を議判セシメ凡百施政ノ機軸タル所タリ」という規定が設けられ、「行政事務」という言葉が使用されるようになった。この「行政事務」にいう「行政」は、もはや「行・政」（政を行う）ではなく、一般名詞の「行政」といってよい⁽³⁷⁾。政を行う「行・政」の「行政」化の過程である。

いわゆる「明治6年政変」のあとで開かれた大阪会議（1875年）では、立憲政体へ移行するための準備として、元老院および地方官會議を設置すること、内閣と各省を分離して閣僚は天皇の補佐に、各省は行政事務に徹すること、司法機関として大審院を設けることなどで合意が成立した。この会談の過程で作成された木戸孝允自筆の政体案である「政府改革図案」が現在残されている⁽³⁸⁾。資料-6に見るように、その図案では「行政」という言葉が使用されていた。その「行政」は、内閣などを除く組織で、いわば省庁組織に相当する部分である。これは、政治に対する行政という理解ともいえるが、司法の大審院、立法の元老院と地方官と横並びなので、司法権、立法権と並ぶ行政権という3権分立の構図である。また内閣は、3権を超越した存在とされているようである。

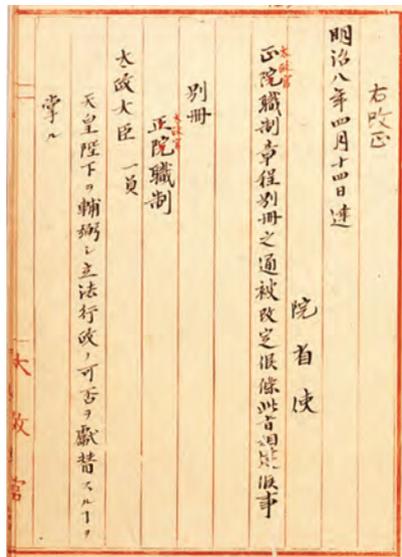
資料-6：木戸孝允自筆の「政府改革図案」（1875年）に見る「行政」



「行政」の誕生と交流

以上の構想に即して、1875年に「立憲政體ノ詔書」が發布され、太政官制の改正が再度行われた。(行政を担当する)太政官・正院、立法を担当する元老院・地方官會議、司法を担当する大審院を置く仕組みが作られた。この体制は1885年に内閣制度が発足するまで続いた。その中で、行政を担当する正院に関する職制規定では、太政大臣職については「天皇陛下ヲ輔弼シ立法行政の可否を」との表現が用いられた。国会図書館で公開されているデジタル資料には、下記のような部分があり(資料-7)、「立法行政」の表現が明白である⁽³⁹⁾。

資料-7：正院に関する職制規定(1875年)にみる「行政」



太政官制度の変遷、そして内閣制度の成立の経緯をたどることがここでの目的ではないが、その間に立憲政治への流れ、自由民権運動などが勢いよく登場してきた。そのプロセスではどのような議論があり、「行政」という言葉がどのように使われたかを検討することはできないが、上記の1869、1873年、1875年の資料データから推測すると、「(行法)ではなく」「行政」はかなり早い時点で、

「行政」の誕生と交流

一般用語として使用されたようである。

時期はもう少し下るが、伊藤博文が立憲政体調査にヨーロッパへ派遣されることになり、その欧州派遣の勅書では、各国の憲法や皇室、議会（上下院）、内閣、司法、地方制度など31か条にのぼる具体的な調査項目が示されている。調査事項の一つとして「内閣ノ組織並立法行政司法及外交ノ事ニ関スル職權ノ事」があり、資料-8に見るように「立法行政司法」の表現が使用されている⁽⁴⁰⁾。それは1882年のことである。伊藤は1年2か月に及ぶ滞欧で、ドイツ、オーストリア、イギリス、ベルギーなど各国を巡り、グナイスト（Rudolf von Gneist）、モッセ（Albert Mosse）、シュタイン（Lorenz von Stein）等から講義を受けていた。特にシュタインの講義が後に憲法制定などに大きな意味をもったとされ、シュタインの講義録などは日本でも刊行されていた⁽⁴¹⁾。

以上の「行政」という用語に関する検討は、政府の文書を中心にしたもので

資料-8：伊藤欧州派遣の勅書に見る「行政」



ある。新聞や学者などの諸議論を踏まえて検討することが必要であるが、さほど変わりがないと推測する。というのは、伊藤の滞欧と時期をほぼ同じくして、東京大学においては「行政学」講座がすでに設置されたからである。

「行政学」の用語がいつ頃から使い始められたのか、また「行政学」講座の設置に関する検討経緯がどうであったかは不明であるが⁽⁴²⁾、東京大学では当初、文学部の政治学及び理財学科（経済学科）で「行政学」が講義され、その後、1885年に法学部に移された。もう少し言うと、文学部では1881年（明治14年）9月に学則の改正で、哲学学科、政治学及び理財学科、和漢文学科に再編成され、政治学及び理財学科では、「政治学、行政学、日本古今法制」を副題とする「政治学」科目が第3学年の科目として、また同じく「行政学、日本古今法制」を副題とする「政治学」が第4学年の授業として開設された⁽⁴³⁾。1881年の段階で「行政学」という言葉が使用されていたのである。そして1882年の改正では「日本古今法制」が独立の科目となり、第3、4学年に設置された。また「行政学」が独立の科目として第4学年に開設され、1年間、毎週3時間教授されていた⁽⁴⁴⁾。つまり、1882年には「行政学」が独立の科目になっていたのである。1882年から1890年までの8年間、ラートゲン（Karl Rathgen）が政治学・行政学などの講義を東京（帝国）大学で担当していた⁽⁴⁵⁾。行政に関する専門的な研究領域とする行政学が制度化され、「行政」、「行政学」の用語が定着したとみてよいであろう。

一般に、訳語は新しい概念を表現する語彙として始めから統一されているわけではなく、数種類の語彙を用いることがあり、やがて統一されていく。その過程では、三つの要因が影響するとされる。それは公衆の好み、民間の職業的組織や団体（学会など）による意識的な努力だけではなく、政府の影響も統一への過程に力を発揮する⁽⁴⁶⁾。政府の用語法は、「立法行政司法」となり、そして学問としての「行政学」も制度化しはじめていた。こうして「行政」、そして「行政学」の用語は、19世紀80年代前半には日本で確立したのである。

「行政」の誕生と交流

ちなみに、辞典類で言うと、ヘボン和英語林集成（ヘボン辞書）⁽⁴⁷⁾では、初版（1867年）、再版（1872）では和英の部に「行政」が登場しておらず、第3版（1886年）で初めて漢字の「行政」が登場する⁽⁴⁸⁾。またその「行政」の訳として *administration* があるが、同時に *executive* も登場する。さらにその第3版では英和の部に *executive* の和訳として、*executive department*「行政部」が登場する。資料-9のように、同辞書の英和の部には *administration* が第2版と第3版で登場するが、（第3版和英の部に登場する）「行政」という言葉がここでは訳語として登場しないばかりか、制御、取扱いのほかに「*seiji, matsurigoto*」（政治、マツリゴト）の解釈が見られる。*administration* は「政事」として「マツリゴト（政、政事）」であるという解釈が示され、興味深い。また *administration* の訳語に「行政」

資料-9：和英語林集成に見る「行政」諸語

| |
|--|
| 第2版英和 <i>administration</i> |
| <p><i>ADMINISTRATION, n.</i> Okonai, segiyō, tori-atsukai, shoehi, hodokoshi, osame; <i>seiji, matsurigoto, shihai.</i> <i>ADMINISTRATOR, n.</i> Shi-nin no yui-motsu wo sono ichi zoku no tame ni tori-atsukai hito, tori-atsukai nin, shihai nin.</p> |
| 第3版英和 <i>administration</i> |
| <p><i>ADMINISTRATION, n.</i> Okonai, segyō, tori-atsukai, shoehi, hodokoshi, osama, <i>seiji, matsurigoto, shihai, shikō, kwankatsu, kwanri.</i> <i>ADMINISTRATOR, n.</i> Tori-atsukai nin, shihai nin, kwanri nin.</p> |
| 第3版英和 <i>executive</i> |
| <p><i>EXECUTION, n.</i> Tori-okonai, tori-atsukai; shi-oki. — <i>ground, shioki-ba.</i> <i>EXECUTIONER, n.</i> Shioki wo okonau hito. <i>EXECUTIVE, n.</i> — <i>department, gyōsei-bu.</i></p> |
| 第3版和英「行政」 |
| <p><i>GYŌSEI</i> ギヤウセイ 行政 <i>Executive or administrative functions: — bu, — department; — ken, executive power.</i></p> |

の用語は使用されないが、「行政」の英訳としては executive, administrative function という解釈が示されており、行政権は executive power となっているようである。ともかく、「行政」は、第2版(1872年)ではなく、第3版(1886年)になって初めてこの辞書のなかに登場したことを確認できる。もちろん、辞書における言葉の登場は、言葉の使用に遅れることが普通で、ヘボン辞書の第3版(1886年)で「行政」という言葉が登場することは、それに先立って、「行政」という言葉が使用されたことを意味する。

さらに、間接的な資料ではあるが、『哲学字彙』を対象にした検討では、その初版(1881年)ではなく、再版(1884年)で「行政」が、漢籍に典拠がある日中現代語として登場することが指摘されている⁽⁴⁹⁾。人文系の辞書ではあるが、これは、1886年の第3版ヘボン辞書に「行政」が登場することと時期的に一致すると言ってよいであろう。

また、別の検証として福沢諭吉の場合を考えてみたい。福沢は江戸幕府の命により1860年にアメリカに渡り、1862年にヨーロッパに渡ったのち、1866年に『西洋事情』初編3冊を刊行した。翌年の1867年に再びアメリカへ渡り、その後1868年に『西洋事情』外編3冊などを刊行している。福沢の『西洋事情』初篇には、「行政」も「行法」もないと、井出によってすでに指摘されているが⁽⁵⁰⁾、その変化の一端をもう少し探してみたい。慶応大学の福沢諭吉コレクションを使って検索をしたところ、次のようなことが分かってくる⁽⁵¹⁾。「行政」に関する具体的な内容があるかどうかに関係なく、単純な用語検索では、まず『増訂華英辞典』(1860)、『西洋事情初編』(1866年)、『西洋旅案内』(1867年)、『英国議事院談』(1869年)、『掌中万国一覽』(1869年)、『學問のススメ・初編』(1872年)、『文字之教：第一文字之教』(1873年)、『會議辯』(1874年)、『學者安心論』(1876年)では「行法」も「行政」も登場しない。そして『分權論』(1877年)では、「行政の便利」(99頁)が一所登場し、『国会論』(1879)では、「行政官」(68頁)、「議政行政」(71頁)が登場する。また『民情一新』(1879年)では、「議

政・行政」などの用語（121,134, 165頁）が登場し、『国会の前途・国会難局の由来・治安小言・地租論』（1892）では、「行政権は大統領の手」という形で「行政権」（71頁）が、また「行政の処分」（72頁）及び「行政の区域」（137, 143, 154頁）として「行政」が複数登場した。さらに『福翁自傳（1899）』に至っては、「威張るのも行政上の威厳」（522頁）などが登場する。初歩的な点検ではあるが、一応の結論として1860年代では「行法」も「行政」も存在せず、1870年代前半でも使用された痕跡はないようである。1870年代の後半から「行政」の用語を使用し始めたと言ってよい。これは、政府における「行政」用語の使用に関する検証とかなり一致する。単なる偶然ではないであろう。

新聞では、いつ頃から「行政」の用語が使用されたかについて、詳細な調査はないが、『明治初期の新聞用語』によれば、1877-78年には「行政」、「行政部」、「行政官吏」の用例があったことが明らかになっている⁽⁵²⁾。

以上を要するに、一時期「行法」「行政」が並行して用いられたが、やがて「行法」は「行政」にその地位をとって代われ、姿を消すに至った⁽⁵³⁾。「行法」よりも「行政」のほうが「太政官制にとって親しみのある文字であった」一面もあり、少なくとも、「政」（マツリゴト）という古くから用いられた語との結びつきから言っても「政ヲ行ウ」（行政）という表現のほうが、「法ヲ行ウ」と言う表現（行法）よりもなじみやすかったと井出に指摘されている⁽⁵⁴⁾。資料—9の和英語林集成では、administrationの和訳に、第2版から「支配」、「行なう」と共に「マツリゴト」が訳語として使われており、これは、まさに井出の指摘と通じるところがある。「政体書」にある「行政官」は、後に「太政官」、そしてその首長たる「太政大臣」へ変遷していくが、その「行政官」や「太政官」なるものは、まさに天皇を補佐するポジションで、マツリゴトの構造としては、正統性の所在と決定権の所在を媒介する存在である⁽⁵⁵⁾。こうして「行法」ではなく、「行政」の用語が選ばれたと考えられる。

もちろん言葉の変化は象徴的であって、その実態は、まさに近代日本の「官

「行政」の誕生と交流

制⁽⁵⁶⁾の創出過程である。「行政」という言葉には、そのプロセスで「政ヲ行ウ」という意味が含まれるようになり、単に「法ヲ行ウ」こと以上のものが含意されていた。統治権を総覧する天皇に帰属する「大権」は「行政大権」であって、「行法大権」ではありえなかった。また行政の「政」は、為政者の倫理的姿勢としての「正」（身を正して範を示す）に通じ、公（オオヤケ）と重なり、行政には、倫理的・道徳的意味合いも含まれるようになる。行政官のあるべき姿が「牧民官」というプラス・イメージとして行政という言葉に託されていたと解釈されている⁽⁵⁷⁾。

その後の展開を簡単に触れると、内閣制度は1885年より構築され、「内職職権」や「内閣官制」、また明治憲法ではその制度内容が変容していくが、内閣は「行政各部」より組織されることが共通である。これは、さらに戦後の新憲法まで続く⁽⁵⁸⁾。資料-10にあるように、「行政」という用語も内閣制度の構築、そして明治憲法の成立とともに確固たる位置を占めるようになった。こうして「行法」は、「行政」にとって代われ、やがて死語となり、忘れられていく⁽⁵⁹⁾。立法（権）と司法（権）とともに、「行政（行政権）」の使用法が形成され、立法と司法を除いたすべてを指す「行政」概念が確立していくのである⁽⁶⁰⁾。

資料-10：戦前の内閣に関する諸規定に見る「行政」

| | |
|-------------|--|
| 内閣職権（1885年） | 第一條 内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ総督ス 第二條 内閣總理大臣ハ行政各部ノ成績ヲ考ヘ其説明ヲ求メ及ヒ之ヲ検明スルコトヲ得 |
| 内閣官制（1889年） | 第一條 内閣ハ國務各大臣ヲ以テ組織ス 第二條 内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承ケテ行政各部ノ統一ヲ保持ス |
| 明治憲法（1890年） | 第4條 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ 第10條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル |

4 「行・法」と「行・政」

以上の2節では、明治期の日本で一時的に登場した「行法」はアヘン戦争後の中国で使用されたこと、また「行法」は日本では後に「行政」に変化していくことを明らかにした。この変化をめぐって、さらに検討すべきことは多い。例えば、政体書にある「行政官」なる官職、あるいは行政の「政」に関わって、「政」（マツリゴト）という古くから用いられた語との結びつきからして、「政を行う」という行政の概念が親しみやすかったとの指摘があるが、それは具体的にどのように「行政」という概念の形成に作用したのか⁽⁶¹⁾、ここではそれらを議論することができないが、アヘン戦争以後の中国で使用された「行法」、そして明治維新以後の日本で使用された「行政」の用語が古典においては、どのように使用されていたのか、その語彙の歴史を探ってみたい。

中国の古典には、「行政」や「行法」の用語があるという一般的常識がある。しかし古典にある「行政」あるいは「行法」がどのような意味かは、不明である。予め説明したように、中国の古典にある「行法」と「行政」は名詞ではなく、連結詞である。以下の検討は、これを明らかにするが、必要に応じて一般名詞の「行法」と「行政」と区別して、古典にある用語を「行・法」と「行・政」と表記して区別する。

まず辞書における「行政」及び「行法」の注釈を見てみたい。小学館『日本国語大辞典』、諸橋轍次『大漢和辞典』、中国の羅竹風主編『漢語大詞典』におけるその解釈をそれぞれ整理した。資料-11に見るように、今日では使用しない「行法」の用語については、意外にも辞書では多く取り上げられている。「行法」は完全に忘れられたわけでもないようである。

辞書は現在の語義を示すものであるが、事例を提示しているので、用語の使用例をたどることができる。以上の資料から見ると、「行政」の意味に関しては、

資料-11：辞書にみる「行政」「行法」

| 辞典 | 行政 | 行法 |
|---|--|---|
| <p>日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』小学館、2001年、第2版</p> | <p>1. 政治を行うこと。またその政治。岩崎茂実『日誌字解』(1869)：「行政ギョウセイセイジヲオコナフ。『史記・晋世家』：「大臣行政，故曰共和」。</p> <p>2. 立法，司法を除いたものの総称。久米邦武『米欧回覧実記』(1877)：「米国・・・大統領は行政の権を総べ，副大統領は立法の長となり，大審官は司法の権をとる」。中江兆民『一年有半』(1901)：「有名な行政刷新・・・」。</p> <p>3. 国家の機関や地方行政団体が法律，政令その他の法規に従ってする政務。明治憲法：「天皇は行政各部の・・・」。</p> | <p>1. 法律を執行すること。柳河春三編『万国新話』(1868)：「立法行法の二権は両王之を執りて」。西周『西学連環』：「executive(行法の権)とは・・・」。久米邦武『米欧回覧実記』(1877)：「英国の立君政治は，米国の共和政治と異なりて，立法行法の両権を・・・」。『史記・斉悼惠王世家』：「臣謹行法斬之」。</p> <p>2. 仏法を修行する，密教の修行。</p> |
| <p>諸橋轍次『大漢和辞典』修訂版，大修館書店刊，卷十，1985年</p> | <p>1. 政治を行うこと。『史記・晋世家』：「大臣行政，故曰共和」。『漢書・異姓諸侯王表序』：「摂位行政，考之於天」。</p> <p>2. 立法，司法以外の統治または，国政作用の総称。</p> <p>3. 国務大臣以下の国家の機関，または地方公共団体が法律・政令その他の法規の範囲内で行う政務。</p> | <p>1. 法を行うこと 『史記・斉悼惠王世家』：「有亡酒一人，臣謹行法斬之」。</p> <p>2. 天台宗・真言宗で密教の行を修めること。</p> |
| <p>漢語大詞典編集委員会・羅竹風主編『漢語大詞典』漢語大詞典出版社，上海，1989年，第3卷</p> | <p>1. 執掌国家政權。管理国家事務。『孟子・梁惠王上』：為民父母行政。</p> <p>2. 行政機関の内部管理。</p> | <p>1. 按法行事。例『礼記・典礼上』：班朝治軍，蒞官行法，非禮威嚴不行。韓非子，史記の例(略)。</p> <p>2. 書道の行法などの意味</p> <p>3. 「立法，行法，司法三権鼎立之説・・・」(梁啓超の例文)，行政に相当。</p> |

第1に政治を行うという古典の事例が三つの辞典では挙げられている。「大臣行政」が有名な例のようであるが、大臣が「政を行う」という意味である。この場合、「行政」用語は、名詞というより、連結詞である。小学館『日本国語大辞典』では、『日誌字解』（1869年）を例に、「行政、せいじをおこなう」との解釈を示しているが、「大臣行政」の場合と同様に「政を行う」という理解で分類している⁽⁶²⁾。第2に3権分立論にある「行政」（或は行政権）という使用例がある。第3に、政治に対する行政、或は組織の内部管理という意味で事例がある。第2、3の用語である「行政」は、近代的な使用例であると言える。小学館『日本国語大辞典』と諸橋轍次『大漢和辞典』は、この三つの意味をほぼ同様な表現で解説している。中国で出版されている羅竹風主編『漢語大詞典』では、古典にある連結詞とする「行・政」を用例に挙げているが、「国家事務を管掌する」という意味解釈は中国の辞典で行政を説明する一般的な解釈である。言わば、古典にある「行・政」と今日の3権分立論にいう「行政」とを混同して解釈し、連結詞である「行・政」用語と名詞である近代用語「行政」を区別していないと言える。後述するように、中国では近代的な「行政」用語は、外来語とは見なされずに、古典にある用語という解釈（誤解）が一般的である。

そして「行法」の意味については、第1に、古典にある用語として法を執行するという意味の用例がある。この「行法」は連結詞として、「行」は述語で、「行・法」と言うべき使用例である。第2に修行などの使用例がある。第3に3権分立論にある「行法」という意味の使用例である。古典にある「行・法」と近代の行政に相当する「行法」を区別して整理したのは、羅竹風主編『漢語大詞典』である。小学館『日本国語大辞典』では、名詞としての「行法」（立法行法）と古典にある「行・法」（行法斬之）を一緒にしており、諸橋轍次『大漢和辞典』では、古典の使用例を引用しているが、近代の「立法行法」のような「行法」の使用例が見られない。

以上から分かるように、辞書はそれぞれ特色があり、中国で出版された羅竹

風主編『漢語大詞典』は「行法」の解釈において、日本で出版された小学館『日本国語大辞典』と諸橋轍次『大漢和辞典』は、「行政」の解釈において強みがあると言える。別の言い方をすると、羅竹風主編『漢語大詞典』は、古典の「行・政」と近代の「行政」を混同し、小学館『日本国語大辞典』と諸橋轍次『大漢和辞典』は、「行法」の異なる意味を区別していない。これは（近代の）「行政」が中国古典にあるという中国人の考えを反映する一方で、日本では「行法」用語が使用期間が短かったこと、「行法」が死語になったことによるということなのかもしれない。

西周が「行法」の用語を明治維新前後に使用したことはすでに資料をもって紹介したが、小学館『日本国語大辞典』は西周『百学連環』から「行法」の使用例を引用している。さらに辞書の引用例をみると、小学館『日本国語大辞典』では、久米邦武編『米欧回覧実記』（1877）から「行政」と「行法」の両方の使用例を引用していることが分かる。すなわち『米欧回覧実記』では、アメリカ大統領の権限を説明するとき「行政の権」と、英国政治を説明するとき「立法行法の両権」と叙述しており、「行政」と「行法」の両方の使用例が存在しているのである⁽⁶³⁾。一冊の本（『米欧回覧実記』）のなかに、「行政」と「行法」の両方が使用されたという興味深い事例である。すでに1870年代に「行政」の用語が普及し始めたことを検証したが、これは「行法」がまだ使われていたことを示唆する事例である。『米欧回覧実記』は、1871年12月から1873年9月まで欧米に派遣された岩倉使節団の一員として行った欧米視察を久米邦武が記録し、1878年に刊行されたものである。『米欧回覧実記』全5巻を改めて点検すると、「立法行法」、「行法権」の使用法よりも、「行政権」、「行政官」事例がやはり多いことが分かる⁽⁶⁴⁾。この書物は「行政」用語が「行法」用語にとって代わる過程にあると言える。

以上は辞書の解釈の調査であるが、近代以後の「行政」と「行法」の用語は、古典にある「行・政」と「行・法」とは異なることを説明しながら整理を行っ

「行政」の誕生と交流

た。近代以前の用法については、「行政」（実際は「行・政」）の用法に限ってはいるが、それを詳細に検討した作業があり⁽⁶⁵⁾、ここでは既存の研究を踏まえながら、古典にある「行・政」と「行・法」の用語法を検討してみたい。

まず、はっきりしていることは、近代以前の辞書（康熙字典など辞典類）などでは、「行政」なる用語が存在していない。それは一般名詞としては「行政」の用語が存在していなかったからである。むしろ、「行」と「政」が動詞と名詞（文法的には動詞+目的語）の結合用語として存在することが多い。これを近代の「行政」と区別して本稿では「行・政」と表現した。基本的には、「行」は実行で、「政」は「政治」の意味である。早くから、例えば『春秋左伝』に「行其政事」の使用例が登場することは分かっている。また「行」と「政」が連結して登場する例として、春秋戦国時代の書物では、とくに「天子」とかかわる形で使用されることが多い。古典のなかでは「行」と「政」（行・政）が連結詞として多いのは、やはり『史記』であり、その影響も大きい。『史記』のなかで、「行・政」が連結して登場するケースは20弱あると調査では明らかになって

資料-12：史記に見る「行・政」「行・法」の使用例

| 出典 | 「行・政」 |
|--------|---|
| 殷本紀 | 帝太甲既立三年，不明，暴虐，不遵湯法，亂德，於是伊尹放之於桐宮。三年，伊尹攝行政當國，以朝諸侯 |
| 周本紀 | 周公行政七年，成王長，周公反政成王，北面就群臣之位 |
| 周本紀 | 召公，周公二相行政，號曰共和。……宣王即位，二相輔之…… |
| 晉世家 | 靖侯十七年，周厲王迷惑暴虐，國人作亂，厲王出奔于彘，大臣行政，故曰共和 |
| | 「行・法」 |
| 秦本紀 | 鞅曰：“法之不行，自於貴戚。君必欲行法，先於太子 |
| 齊悼惠王世家 | 諸呂有一人醉，亡酒，章追，拔劍斬之，而還報曰：有亡酒一人，臣謹行法斬之 |
| 蒙恬列傳 | 使者曰：臣受詔行法於將軍，不敢以將軍言聞於上也 |
| 貨殖列傳 | 吾治生產，猶伊尹，呂尚之謀，孫吳用兵，商鞅行法是也 |

いる⁽⁶⁶⁾。資料-12は、『史記』にある「行・政」の一部を示したものである。その使い方を分類すると、第1に君主が政を行う（「行・政」する）ことをさす場合があり、第2に君主以外の賢人、大臣が「摂政」（摂行政）すること、あるいは「代王政」すること（君主の代わりに、代理で政を行う）の用法が多い⁽⁶⁷⁾。要するに「行・政」は、いずれも連結語で、「政」を行うという意味である。また、古典にある「行・法」の使用法⁽⁶⁸⁾を検索すると、「行・政」を上回る事例が登場する。『史記』にあるその使用法を中国語繁体字で例示すると、資料-12のようになる。

これらの文献にある使用法のなかでは、「周公行政」、或は「大臣行政」がよく引用されるもので、前述した辞書でも登場する表現である。周公は成王が成人するまで、成王に代わって「政」、政治を担当した。また、成王が成人すると、周公はその「政」を成王に返したこともいかにも無私な周公の美談としてあり、いわば理想な補佐あるいは「宰相」のイメージを形作る歴史記憶である。ちなみに、「大臣行政、故曰共和」に関して言えば、暴動で厲王が逃走したあと、周公と召公が王にかわって「政」を行い、これが「共和」とされたのである。「共和国」や「共和制」の概念もこれによる転用である⁽⁶⁹⁾。

以上の「行・政」の使用法はその後、漢の時代にも継承され、君主が、あるいは大臣が君主に代わって、「行政事」（政事を行うこと）が一般的な使用方法である。しかし、三国時代以後、唐の時代まで「行政事」のような「行・政」の連結語は少なくなったとされるが⁽⁷⁰⁾、宋の時代から再び増え、さらに明の時代に「用人行政」（（有能な）人を用いて、政を行う、という意味）の用語があり、また清の時代に「立法行政」（法を立てて政を行う）の用語が登場していた。しかしいずれも近代的な用語法でなかったことは間違いないところである⁽⁷¹⁾。

王に代わって「政事を行う」、「政を行う」ことを「行政」というなら、「政体書」にある「行政官」という言葉がその意味で理解可能である。古典にあるように、「相」（大臣）が王を補佐・輔弼としていたので、「輔相」の名称が生

れたのであろう。またこの「行・政」（政を行う）という言葉は無私の精神，公（おおやけ）と意味的に深くかわり，「行政＝公行政」のイメージが強いことも理解可能である⁽⁷²⁾。

他方、『史記』の使用例だけではあるが，「行・法」は，必ずしも天や王と関わることはなく，また公（おおやけ）とも関係する必然性がない。むしろ，法やルールを執行するという「行・法」には，如何にも正しいことをする（正義）という含意が存在しているようである。

アヘン戦争以後，中国では，3権分立などを翻訳する場合，立法・制法とともにこの「行法」が名詞として使用されていた。その経緯は不明なところがあるが，『四洲志』，『海国図志』，『連邦志略』，『万国公法』などに登場した。やがてそれは日本に伝わり，西周や「政体書」などでも使用されていた。すでに検討したように「行政」は1870年代に普及し，1880年代に定着した。王に代わって「政事を行う」，「政を行う」ことを「行政」ということであるので，「政体書」に「行政官」が登場し，また「行政」という用語が名詞として一般化したのであろうと推測できる。古典にある「行・政」を借用し，名詞として「行政」の用語を使用したということである。この名詞としての「行政」は，やがて「行法」に代わり，立法と司法とともに3権分立論を構成する用語となる。

近代日本では，近代西洋知識を吸収するとき，訓読みや音読み（カタカナ音写）ではなく，徹底した翻訳主義で西洋の概念と知識に接し，その場合，西洋語の翻訳は漢字の組み合わせを用いて行われた。それには四つの方法があるとされる⁽⁷³⁾。第1は，蘭学者の訳語の借用，とくに自然科学の技術的用語ではそういう事例（例えば「神経」）が多いとされる。第2に，中国語訳から訳語を借用するケースがあり⁽⁷⁴⁾，例えば『万国公法』から「権利」が採用されたと見られており，本稿で検討する「行法」の採用はこれにあたると言える。第3は，中国古典の語彙の転用⁽⁷⁵⁾で，「自由」「文学」がその例とされ，学問一般を意味する「文学」を今日の文学作品にいう「文学」にかわり訳語として確立し，日本で

作られたこの訳語が中国にやがて逆に輸入されることになる。転用とは、元の意味を離れ語彙を新生させる作業で、西周は哲学用語（例えば「理性」）を訳す場合、転用を多く用いたとされる。第4は、新造語である。初期に英語など西洋語を翻訳するとき、漢語・漢字を積極的に利用し新語を作り出した。

転用という第3の翻訳法としては、革命（易経）が良く知られる例であるが、「行政」は、古典にある「行・政」の借用ではないかと推測される。これは決して例外的な現象ではない。そのほかに文学、文化、文明、文法、分析、物理（学）、鉛筆、演説、風刺、学士、芸術、具体、保健、封建、法律、保証、自由、会計、階級、改造、環境、過程、計画、経理、経済、権利、検討、規則、講義、交際、交渉、構造、教育、教授、共和、労働、政治、社会、進歩、思想、自然、手段、主席、主食、投機、運動、予算なども中国古典に由来する日本製の漢語と指摘されている。またいくつかの漢字を組み合わせで作った和製漢語として、美術、物質、調整、仲裁、抽象、独裁、概念、現実、現象、原則、議員、議会、義務、軍事、法学、自治、情報、解放、幹部、関係、寡頭政治、共産主義、歴史、左翼、政府、政策、政党、社会学、哲学、投票、財政があると指摘されている。これらの日本製漢語は、やがて後に中国へ輸入されるようになる⁽⁷⁶⁾。

近代の新思想、新制度を受け入れるにあたって、これまでに経験したことのない物事や概念をどう言葉で表現するか苦心惨憺した時代があったと想像する。日本では漢字文化を受け皿にして西洋文化を吸収消化し、多くの漢語を利用・転用し、また新たに漢字訳語を案出した。江戸時代後期から明治初期にかけて日本で新漢語、和製漢語が大量に造出される時代であった。それはこの時期に漢学の隆盛、特に知識人や政治エリートの漢学の修養が高かったことが背景にあるが、これによって明治期における漢語の流行も一時的にもたらされたのである⁽⁷⁷⁾。

中国古典では名詞としての「行政」の使用法はない。少なくとも1870年代、80年代の中国には、この名詞としての近代「行政」の用語はまだないようで

ある。歴史書においては、中華民国の北洋政府によって1914-1927年に編集された「清史稿」（通称第25史、未定稿）においては、歴史的に継承された使用法（行・政）が出現する一方、清末の立憲改革に関連して、「立法」、「行政」、「司法」の用語が初めて登場する。清末の立憲改革は、1890年代後半のことである。この「行政」は、連結語である「行・政」ではなく、まさに近代の用語である「行政」のことである⁽⁷⁸⁾。近代用語としての「行政」が中国で普及したことを反映したものであるが、この近代的な「行政」という言葉は、日本から中国へ逆輸入されたものと考えられる。次にこのプロセスを検討していきたい。

5 「行政」が中国へ

近代行政学という「行政」の用語は、以上のように日本で定着したが、中国の「行政」の用語は、どのように形成されたのか、古典にある「行・政」ではなく、名詞としての「行政」がどこから来たのか、今一度検討してみたい。

日本では、中国人日本留学史研究において「行政」の用語が日本より中国に導入されたとの指摘⁽⁷⁹⁾があり、山室は『思想課題としてのアジア』でも「行政」を「日訳漢語」として挙げている⁽⁸⁰⁾。中国で刊行される「漢字外来語辞典」類では、「行政」を外来語、或は日本からの借用語とする例は少ない⁽⁸¹⁾。清末の西学に関する研究である『西学東漸与晚清社会』は、「行政」を日本由来の外来語としているが⁽⁸²⁾、「行政」を外来語と明言する行政学の専門書はほとんどない。「社会主義」などの用語とは異なり、本稿で検討するように中国の古典に「行・政」の用語があったこともあり、近代「行政」の用語が中国固有の用語として理解されているようである。資料-11にある中国で編集された『漢語大詞典』では、「行・法」と「行法」とを識別しているにも関わらず、「行・政」と「行政」を区別しておらず、名詞としての「行政」の用語例を古典から引用している。

1882年に伊藤の立憲調査派遣の勅書に「立法行政司法」用語が使用され、そして同年に東京大学に「行政学」講座が設置されたことがあるように、日本では「行政」という言葉、そして「行政学」の用語法は1880年代の初めには完全に確立された⁽⁸³⁾。しかし1880年代の中国にこのような用語はまだないようである。研究によれば、1880年代に、「定法」(立法)、「執法」(司法)などの表現が登場し、また時折、「行政」の用語も登場していたが、近代「行政」や「行政権」の概念を理解していたとは言いがたいと指摘されている⁽⁸⁴⁾。もちろん中国においては「行政学」の用語も未成立である。しかし、20世紀に編集された『清史稿』では、清末の立憲改革に関連して「立法」、「行政」、「司法」の用語が登場する。ここには中国における近代「行政」用語の形成に関するヒントがあるように思われる。

清末の立憲改革に相当する時期は、日清戦争(中国では甲午戦争)のあと、「戊戌変法」、その後の清末の予備立憲、やがて辛亥革命を迎える時期である。この時期に「行政」を含む近代用語が導入されたと考える。この時期の動向をもう少し検討してみたい。

洋務政策の失敗を意味する日清戦争における中国の敗戦は、中国で近代国民国家への可能性を歴史上初めて生み出した。「東洋の衝撃」が日清戦争によってもたらされ、以後、辛亥革命までの10数年間に、中国には大きな変化、変容が生じていた。言葉の使用はその傾向の一端を示している。一般に日本語の語彙が大量に中国へ流入するのは1895年から1919年の間に最盛期を迎えるとされている⁽⁸⁵⁾。日清戦争が一つのきっかけとなって、日本を手本に近代化を推進しようとする機運が高まり、多くの日本語が中国語へと訳され、(新語をふくむ)漢字表現の日本語が大量に中国へ流入し、明治維新までの中国から日本への流れとは異なる語彙交流の流れが生じた⁽⁸⁶⁾。その間、辛亥革命を挟んで、1919年の五四運動にかけて、社会主義関連の言葉、新語がより多く輸入されるが、日本語の中国への流入はやがて一段落して、新語の消化、淘汰などが行われ

る⁽⁸⁷⁾。日本語に由来する中国語は多いが⁽⁸⁸⁾、その中で近代的な用語（和製漢語、新漢語）については、800 ぐらいあるとの指摘がある⁽⁸⁹⁾。「行政」はその一例であろう。

「行政」という言葉、さらに「行政学」の用語がどのように中国へ伝わったのか、その可能性は三つあると言われている⁽⁹⁰⁾。第1に、使節派遣による日本観察がその一つである。第2は日本留学と翻訳書による導入の可能性である。第3は、お雇い日本人である「教習」の影響である⁽⁹¹⁾。

日清戦争の敗戦、そして台湾の割譲などで、日本を見直し、日本に見習うという機運が中国では高まってきた。1896年に13名の留学生在が清政府によって日本に派遣され、それは日本への初めての官費留学生⁽⁹²⁾となり、以後日本留学はブームとなる。1906年ごろには、一万人の規模に達したほどであった⁽⁹³⁾。その結果、日本語著書の中国への翻訳が増大した。新しい思想などを理解する場合、日本語をそのままの形で利用するが多い。「哲学」などがその一例であるが、多くの近代政治、経済、社会用語がそのまま中国語になった。日本語の勉強ブーム、日本留学ブームの中で、日本人が雇われるケースも増えていた。それらについてはここでは詳細に扱わないが、「行政」という言葉、そして「行政学」用語の中国への輸入にしばって検討する。

清政府による外国への使節派遣は1860年代に始まり、1877年には日本に公使館が設置された。日本に関する政治や議会に関する観察報告を本国に送ったり、また日記や手紙などを記したりしていた。その中で日本問題の研究者が続出し、インフォーマルな研究者グループを形成していたほどである⁽⁹⁴⁾。とくに、何如璋『使東略述』（1877）、王滔『扶桑遊記』（1879）など、通称「東遊日記」とされるものは、さまざまな形で研究されてもいる⁽⁹⁵⁾。例えば、『使東略述』は初代駐日公使である何如璋が3年間の在職中に行った日記体の記録であり、日本の歴史、地理のほか、官制、財政などが記録されている⁽⁹⁶⁾。それら「東遊日記」からは、「化学」、「議員」、「教授」、「警察」、「組織」など多くの新語が

出現したことが指摘されている⁽⁹⁷⁾。しかし、1870年代に日本の明治維新に関する事情が中国に伝えられ、中国は維新後の日本の官制については情報も得ていたが、政治に対する関心は持たなかった⁽⁹⁸⁾。

清王朝は、1887年に最初の遊歴使派遣（12名）を実施し、それは2年ほどの外遊であったが、多くの外国事情を調査した。例えば1889年の明治憲法を紹介する優れた観察報告があるが、しかし近代の政治や制度への関心が高くなかった時代では注目されなかった⁽⁹⁹⁾。また官僚の日本観察報告は、全体として流布が限られていた。そういう観察記録の語彙面での影響は日清戦争まで、微々たるものだったと指摘されている⁽¹⁰⁰⁾。1880年代に「行政」の用語が使用されたかどうかは断定できないが、普及していないとみてよいであろう⁽¹⁰¹⁾。しかし、日本への使節による観察報告として、黄遵憲の『日本国志』が1890年代に公刊された。これは大きな影響をもたらし、「行政」概念の普及においては、注目に値する図書といえる。

黄は在日公使館の参事官として、日本を離れる前、すなわち1882年までに、日本に関する資料を収集していた。『日本国志』が一応の完成を見たのは1887年であるが、実際に印刷されたのは1895年である。時あたかも日清戦争の敗戦後であって、明治日本の情報が渴望されていた時期であった。この書によって日本及び明治維新がどういうものであったかが広く知られるようになった。イタリア人研究者であるマシニ（Masini）は、(名詞)「行政」を日本語に由来する漢字として、中国で初めて使用された例が『日本国志』であるとしている⁽¹⁰²⁾。すなわち、「行政」の用語は日清戦争後に『日本国志』によって広げられた可能性があったということである。

『日本国志』の構成は、「年表」、「国統志」（日本史）、「隣交志」（外交史）、「天文志」、「地理志」、「職官志」（官職）、「食貨志」（財政）、「兵志」、「刑法志」、「學術志」、「礼俗志」（社会風俗）、「物産志」、「工芸志」に分かれており、全40巻で総字数50万字強である。その「職官志」の部分が政治行政関係である。『日

『日本国志』では、共和、国会、政党、議院、議員、議長、憲法、社会、政治学、選挙、自由、投票、内閣、予算、立憲政体などの用語が登場することはすでに明らかにされているが⁽¹⁰³⁾、「行政」の概念はどうであろうか。

『日本国志』の版本はいくつかあるが、小樽商科大学の図書館 HP で公開されている「浙江書局」版(1898年)をみると、その第14巻に「官職志」の内容があり、それは、1881年現在の官職を中心に行政システムを解説した内容である。官職の変遷、外務省、大蔵省の内部組織・官職、鉄道(鉄道運賃を含む)や郵便システムが紹介され、また歴代太政大臣や参議の交代表が整理されている。資料-13は、その14巻の一部である⁽¹⁰⁴⁾。明治維新後、議政官行政官が設置されたことが紹介され、また、議政官には議定と参与があり、議長は、「立政」(立法)を主宰すること、行政官は、「輔」や「相」があり、「行政」を主宰することを解説している。太政官が正院(内閣)と左院と右院に分かれたこと、また元老院が設置されること、太政官の役がますます重要となること、参議としての板垣退助が参議と卿(各省の長)とを兼任することの弊害を説くことな

資料-13:『日本国志』「官職志」部分



どが記述されている。注釈では大阪会議のことにも触れている。「議政」と「行政」の言葉、「行政長官」、「行政官会議」などの言葉が登場して、また「正院、即内閣」の注釈も見られる。要するに「行政」や「行政官」の新語があることが確認できる。また「官職誌」の全文を点検すると、「行政事務」の用語も確認でき、「行政官」の用語が多数登場することが分かる。

『日本国志』は1895年に公開されたが、1882年以後の資料がないことから、内閣制度や明治憲法のことを紹介されていない。ただし「内閣」という用語自体は、前述したように1873年に正院に設置された太政大臣と参議から構成される合議体を指す言葉として使用されたので、内閣なる言葉は、『日本国志』に登場する。

日清戦争後、日本を学ぶ流れの中で日本への関心が高まり、日本に関する書籍が読まれる中で、『日本国志』も広く読まれていた。行政や行政権概念の普及に大きく貢献したと思われる。梁啓超は、1896年に「古議院考」の文章の初めに議院の目的に関して「君権与民権合、則情易通。議法与行法分、則事易就」と言って、立法たる「議法」と行政たる「行法」との分立を説いていた⁽¹⁰⁵⁾。彼は「行政」ではなく、「行法」の用語を使用した。そして1899年の「各国憲法異同論」では、「行政」と「行政権」の用語を用いて「行政立法司法」の3権分立論を紹介するようになる。文中、「行政権即行法権也」（行政権は行法権なり）との説明がある⁽¹⁰⁶⁾。換言すれば、「行法権」という用語の存在を前提にして、この既知の用語をもって「行政権」を解説したのである。ここからも、中国では1890年代後半に「行法」あるいは「行法権」の用語が引き続き使用されるものの、「行政」や「行政権」の用語も普及するようになったことがうかがえる⁽¹⁰⁷⁾。以後「行法」や「行法権」は「行政」、「行政権」に取って代えられていく。

他方、維新変法の失敗後、ほとんど日本を模倣したと言ってよい「立憲準備」などが清王朝によって進められるようになる⁽¹⁰⁸⁾。義和団の乱をへて、清王朝

は1901年に变法（光緒新政）を施行する約束を公表し、1905年に五大臣海外政治視察が始まり、半年の視察及びその後の検討を経て、1906年に立憲準備の上諭が出され、1907年には資政院や省（地方政府）の諮議局を設置する準備に入るが、その間、憲政に絞った視察が1907年に日本などへ派遣されていた。そして1908年に中国初の憲法草案となる欽定憲法大綱が公布され⁽¹⁰⁹⁾、「司法権」、「行政権」の用語が条文に登場していた。また立憲準備において近代議会制度の導入だけではなく、君主権の維持と立憲制度における行政制度が体制構築の焦点となっていたので、中央官制や地方官制の制定も進められていた⁽¹¹⁰⁾。後に立憲準備期間が短縮され、新内閣は、「責任内閣」を理想として掲げ、1911年5月に成立するが、清王朝は、すでに崩壊の前夜にあった。

日本の政治・憲政との関係では、1905年に海外政治視察団が日本に滞在していたときに、穂積八東から明治憲法についての講義を受け、また伊藤博文から「皇室典範義解」、「憲法義解」を贈られていた。そして1907年の憲政視察では、有賀長雄から官制等について数十回に及ぶ講義を受けた⁽¹¹¹⁾。他方、1906年以後に憲政や官制の立案作業を担当する編纂官制館や憲政編查館では、日本留学経験者が活躍し⁽¹¹²⁾、有賀長雄の影響を受けた行政事務の分類作業が進められており、その作業は李家駒を中心に作成された『行政綱目』に結実した⁽¹¹³⁾。「行政」の概念だけではなく、行政システム構築についても、日本の影響を受けて進められるようになったのである。『行政綱目』では、タイトル自体も「行政」の用語であり、「行法」の用語は見られず、立憲君主制の体制構築における立法権、行政権、司法権の制度構築や（責任）内閣制の導入が構想される一方、国家事務は内務、外務、軍事、財政、司法に分類したうえで、中央と地方の事務と権限の分担も試みられていた⁽¹¹⁴⁾。官制や内閣制度はその立憲構想のプロセスで具体的に構想されていたと言える⁽¹¹⁵⁾。近代的な行政システム構築を目標とする官制改革である『行政綱目』は1910年から1911年にかけて修正されながら実施されようとするが、しかし時は遅きに失することとな

り、1911年辛亥革命によって清王朝が崩壊し、近代行政システムの構築はその後に継承されていくことになる⁽¹¹⁶⁾。

他方、孫文は1905年に日本で中国同盟会を組織し、3権分立の思想を受け入れ、さらに立法権、行政権、司法権のほかに「考試権」と「監察権」を加えた五権分立による体制構想（五権憲法論）を明らかにした。この「破天荒」な政治制度構想は、その後中華民國の憲法制定にまで影響を与えた⁽¹¹⁷⁾。また、1911年に辛亥革命が成功し、「中華民國臨時政府組織大綱」では大統領制を制度化するとともに、その大綱の第三章では「行政各部」の組織を決め、またその後の「臨時約法」では大統領制規定に「内閣制」の概念を導入して実質上、半大統領制を規定した。その後の展開は省略するが、近代政治制度の諸概念装置が政治体制の構築において実践されるようになり、行政や行政権の概念も制度化されるようになった。ともかく、1900年以後は「行法」の使用がほとんどなくなり⁽¹¹⁸⁾、「行政」や「行政権」が普及し、一般用語として定着したのである。

すでに言及したように「行政」概念の輸入は単独的な現象ではない。近代中国においては、学術用語だけではなく、新しい政治制度や社会構想についても日本から多くの新語・新概念が輸入された。激動の時代に、新思想、新制度が次から次へと輸入され、勢いよく流布されていく。これらの「新名詞」は、用語や訳語の統一などを経て定着していく⁽¹¹⁹⁾。日本からの翻訳用語に対する反発はもちろん発生したが、1920年代にいわゆる「新語戦争」が終息し、多くの日本由来の新語が定着するようになった⁽¹²⁰⁾。中国古典には「行・政」の用語があったとしても、3権分立論にある「行政」という言葉は、近代政治行政システムの構築において日本より中国に導入された新しい概念装置なのである。

6 「行政学」も中国へ

日清戦争の敗北はアヘン戦争よりも大きな衝撃を清朝の知識人に与えた。下関条約締結に反対する人々が集まり、富国強兵への道を探る「強学会」という団体が上海で立ち上げられ、『日本国志』の著者、黄遵憲もそれに参加した。この時、彼は康有為や梁啓超とも出会い、その政治改革思想に共感した。強学会なる組織はしばらくして解散させられ、機関誌『強学報』も停刊に追い込まれた。しかし後継紙として旬刊の『時務報』が創刊された⁽¹²¹⁾。黄遵憲が『時務報』の設立に深く関与し、また彼は1896年に梁啓超を『時務報』の主筆に招いた。梁啓超は『日本国志』を高く評価し⁽¹²²⁾、この本の紹介文となる「日本国志後序」(後書き)⁽¹²³⁾を『時務報』に発表し、梁啓超の紹介文を付した増訂版も刊行された。『時務報』は当時維新派の最大の新聞媒体で、その推薦は大きな影響をもっていた。梁啓超の師である康有為は、また『日本国志』の影響を受けて、1897年以後の文章では日本の政治制度を積極的に評価していた⁽¹²⁴⁾。

前述したように、西洋の衝撃よりも、日本の衝撃あるいは「東洋の衝撃」は大きかった。「西学」ではなく、日本という「東学」に目を向けるようになり、維新変革は日本を手本にする議論が多くなる。また「民智」を開くには翻訳書が必要で、その場合日本語より翻訳するほど、便利で早いものはないとされた。漢字が共有されていると同時に、日本は「西学」に対する数十年にわたる吸収がある。日本留学ブームとともに、日本語の書物を翻訳する機運が高まる。『時務報』では、日本人の古城貞吉⁽¹²⁵⁾によって日本の新聞記事や論説が「東文報訳」として翻訳され、明治日本の情報が維新派にもいち早く伝達された⁽¹²⁶⁾。また日本書の翻訳を奨励するため、梁啓超らによって大同訳書局が1897年に設立された。

この明治日本の著作・翻訳に目配りし、それを政治改革に積極的に利用する

と同時に、短期間で改革を成し遂げた明治日本を手本に改革を進めることを主張した維新派の代表格が康有為である。彼は『日本変政考』を編集し、明治維新の経過を追いながら、立憲君主制を目標に、また今こそ清朝が改革を行うべきと主張した⁽¹²⁷⁾。この書籍は『明治政史』などを参考に作成されたが⁽¹²⁸⁾、前述した『日本国志』の影響もあり、近代的な制度の説明などでは、立法、行政（権）、司法、選挙、投票など多くの政治新名詞が使用された⁽¹²⁹⁾。

さらに『日本変政考』を編著した際に収集したとされる日本の書物について、康有為はその書名・著者・定価を詳しく並べた『日本書目志』を大同訳書局より公刊した⁽¹³⁰⁾。この二書は、各国の政治改革状況を知りたいと考えていた光緒帝に献呈され、改革への意志を固めさせる役割を果たしたとされている。本稿との関係では、『日本書目志』において「行政学」用語や行政学の著書が登場していたので、ここで検討する必要があるであろう。

『日本書目志』は、1898年春に大同訳書局によって出版されたが、この書目志への梁啓超による推薦文は、1897年11月に掲載されており、その意味で、書目の完成は、その以前であると考えられる⁽¹³¹⁾。ただの図書書目とされがちであるが、これには、第1に中国における学問分類、書誌学の問題があり、第2にいわゆる「東学」、日本における「西学」（近代）への関心、そして日本への関心というこれまで世界を見る視角の変容の問題があり、さらに第3に、戊戌変法に関わる「変法」思想・提案のヒント、改革の議論が康有為の「按語」（コメント）の形で『日本書目志』に含まれていることもあって、書目ではあるが、多くの研究が現れている⁽¹³²⁾。康有為と梁啓超はいずれも、自強あるいは改革のために「訳書」を第一にすることを提案している。この書目は、言わば康有為の変法のための「東学」の知的体系という側面をもつものとされた。

この書目では、「空前絶後」で7千余りの書籍目録が収録されている。またコメントとなる「按語」から判断して、相当数を読んでいとされるが、しかし、日本語を読めない康有為がどのようにしてそれを収集し、また読解したの

か、疑問が多い。中国最初の女性雑誌、『女学報』（1898年）を創刊する康の長女である康同薇が、日本語を習得し、日本資料の収集と翻訳を手伝い、『日本変政考』、そして『日本書目志』の編纂を助けていたことが『日本変政考』の序文でも記載されている。これまで蔵書は確認できず、康有為がその実物を全部見ているとは限らないが⁽¹³³⁾、かなりの書籍を所蔵したと推測されてきた。他方、この書目は、当時の日本の出版情報をただ編集したもので、実際に入手した書目も少量であるとも指摘されている⁽¹³⁴⁾。最近、より具体的に、1893年に東京で刊行された『書籍総目録』を取捨選択して『日本書目志』が編集されたと、その出典を特定した研究も発表されている⁽¹³⁵⁾。康有為研究の専門家ではないので、この出典の特定作業については判断できないが、これは、かなり説得力のある検証と思われる。

また「100日維新」の失敗で、『日本書目志』などが禁書になり、その影響が限られ、さらに書目で紹介された本で後に翻訳されるものが見当たらないことをあわせて考えると、ここでこの書目（行政学の部分）を紹介する意味はなくなるとも思われるかもしれないが、しかし、かならずしもそうではない。その理由は後述するとし、ここではとりあえずその内容をまず紹介していくことにする。

大同訳書局の初版本と思われる『日本書目志』は日本では東洋文庫、九州大学などに所蔵されているが、現在『康有為全集』第3巻に収録されている書目は、「生理門第一」、「理学門第二」、「宗教門第三」、「国史門第四」、「政治門第五」、「法律門第六」、「農業門第七」などに分類され、各門（分類）はそれぞれさらに再分類される。「政治門」という大分類では、「国家政治学」、「政体書」、「議院書」、「歳計書」、「政治雑書」、「行政学」、「警察学」、「監獄法書」、「財政学」、「社会学」、「風俗書」、「経済学」、「移住殖民書」、「統計学」、「専売特許書」、「家政学」などに再分類される⁽¹³⁶⁾。

日本の図書目録ではあるが、分類に即して日本語の漢字を殆んどそのままに

中国語にして、書籍名、冊数、著者名、定価を表記したものである⁽¹³⁷⁾。出版社と出版日は記載されていない。政治分類の再分類では「財政学」、「社会学」、「経済学」、「統計学」などの用語を中国に紹介している。「国家政治学」では26冊がリストアップされ、有賀長雄「国家学」、高田早苗『政治学』が掲載されている⁽¹³⁸⁾。ここで重要なのは、「行政学」の分類が登場したことである。この「行政学」なる用語は、中国では最初に登場することになるが、康有為は、

資料-14：康有為『日本書目志』行政学書目（簡体字）

- 英国地方政治论 一册 久米金弥译 七角
行政法 一册 江木衷著 一角五分
行政学内务篇 一册 有贺长雄著 一圓八角
行政学 一册 独逸协会译 七角
日本行政法释义 一册 加藤治之丞、浅野多作合著 三角
日本行政法大意 二册 井坂右三著 一圓五角
增订行政大意讲义 二册 大桥素六郎著 一圓二角
宪法及行政法要义 一册 河岛醇编辑 四角
地方自治论集 一册 独逸协会编辑 七角
地方自治论 一册 松永道一著 五角
行政裁判法讲义 一册 三轮一夫讲述 三角
行政裁判录 一册 增岛六一郎编纂 八角
追条参照日本行政裁判例 二册出版 石原友晓编 五角六分
佛国行政组织要论 一册 神原武雄译 三角五分
独学政典 一册 中根重一译 一圓六角
李国地方行政法类集 十八册 内务省藏板 二圓八角七分
李国地方行政法类集附录官治一斑 二册 内务省藏板 五角六分
自治制讲义 一册 德人厚氏著 中根重一译 六角
李国地方行政法类集附录自治一斑 二册 内务省藏板 五角五分
社会行政法论 一册 法学士江木衷译 一圓
盧氏英国行政法讲义 二册 江木衷著 八角
英国地方制度及税法 一册 水野译译 三角
□多因氏讲义 一册 海江田信义听讲 四角五分
现行埼玉县行政法类 一册 野口辨次郎著 一圓五角
政社出版全书 五 分
地方新书 一册 清宮秀坚著 五角
各国对照土地收用法解释 一册 石内篤治著 岡山兼吉阅 二角
右行政学二十七种。

国虽有律宪，有可行政者，又有学焉，不然，则具文耳。东西皆有专书，而德、英最详，日人所译《李国地方行政法类集》、《英国地方政治论》最为大宗。《美国地方制度及税法》、《李国政典》，皆可观也。若《日本行政大意讲义》，亦详密矣。

中国で最初に「行政学」の用語・概念を使用し、あるいはその意味内容を理解した人物としてよいかどうかは、前記のこの『日本書目志』の出典に関わる分析からして議論がありえる。資料-14は、政治門に分類される「行政学」のリストの部分(27冊)で、『康有為全集』からスキャンしたものである⁽¹³⁹⁾。

行政学の図書目録リストを見ると、行政学をタイトルとする図書はもちろんあるが、地方自治、行政法、行政裁判などの書目もあり、それを「行政学27種」にまとめ、コメントが付けられている。そこからは、康有為が「行政学」という概念に関しどの程度の知識があったのかは解らない。というのは、27冊中、「行政学」を書名とする本は、2冊しかなく、地方自治関係、行政法などの本がむしろ多いと言った方がよいからである。地方政治の本をこの「行政学」分類の先にある「国家政治学」や「政治雑書」の分類に入れてもおかしくはないと考えるが、あえてそれを「行政学」としていることに、その地方政治などの本の内容をある程度理解し、康の自己判断を加えて整理したとみたほうがいいのかどうかは、はっきりしないのである。「法律門」を点検すると、帝国憲法、外国憲法、民法、民事訴訟法、刑法、商法条約、(中略)条約に続き、「府県制郡制」、「市町村制」、「登記法及公証人規則書」の分類はあるが、「行政法」の分類はない。当時の中国には「行政法」の概念がまだ成立していないこともあり⁽¹⁴⁰⁾、行政法の書物を行政学に入れたのかもしれない。憲法類の書籍は一般の法とは別扱いであるが、近代憲法の理念を理解したかどうか、議論が分かれているようである⁽¹⁴¹⁾。また「法律門」では、「憲法行政法要義」、「行政裁判法」が出てくるが⁽¹⁴²⁾、同様な題名で「政治門・行政学」の分類でも登場し、重複が見られる。

この行政学の書籍リストについて、康有為がどこまで原書を確認し、それを精査して分類をしたかについては疑問があるが、このリストには、日本行政学の研究水準を示すものとして、実は、3名の有名な行政学者の著書が収録されている。すなわち、有賀長雄、ラートゲン、シュタインの3名である⁽¹⁴³⁾。

「行政」の誕生と交流

まず、「行政学」を題目とする本としては、有賀長雄の『行政学（内務編）』と、「独逸協会」が訳した『行政学』が2冊収録されている。前者に関しては、有賀は日本行政学の「創始期」における代表的な学者で、その『行政学（内務編）』は、1890年に出版されている⁽¹⁴⁴⁾。国会図書館では、近代デジタルライブラリーとして収録されており⁽¹⁴⁵⁾、資料-15の左側の写真は、その図書の表紙である。有賀は、1886年からヨーロッパに留学し、ローレンツ・フォン・シュタイン（Lorenz von Stein）に国法学を学び、1887年に帰国し、東京帝国大学、早稲田大学などで憲法、国際法、社会学、行政学を講義していた。前述したように憲法、行政制度設計に関して清末の立憲準備に助言しており、また後に中華民国期では憲法顧問になり、中国の立憲政治に深くかかわっていた。

後者について、リストでは「独逸協会」訳となっているが、「独逸学協会」の誤植と推測される。この獨逸学協会は1881年に「ドイツ文化の移植」を目的に設立された団体で、協会が設立した獨逸学協会学校（現在の獨協学園）は有名であった。その初代校長は西周である。この獨逸学協会が訳したとされる『行政学』は、ラートゲン（Karl Rathgen）の講義録と推測される。ラートゲンは、東京大学で行政学などを担当したが、この協会で行行政学の講義もしていた⁽¹⁴⁶⁾。講義録は東京の獨逸学協会訳として、1884年に日本語に訳されている。その記録を現在国会図書館の近代デジタルライブラリーで見ることができる⁽¹⁴⁷⁾。講義録は、1886年に再販され、いずれも『行政学講義録』と題されている。さらにこの講義録は1892年に八尾書店より『行政学』の題で市販されており、資料-15にある真ん中の写真は、この市販された『行政学』の表紙である⁽¹⁴⁸⁾。康は、1884と1886年の『行政学講義録』ではなく、1892年に市販された『行政学』を入手した、あるいは、その出典となる『書籍総目録』（1893年）にこの市販本が収録されたと推測される。ちなみに3冊ともに500頁あまりの大部な書物である。

康有為の書目には、行政学との題目ではないが、もう一冊行政学者の本が収

録されている。これは『須多因講義』と推測される。『全集』では一文字が欠け、「□多因講義」となっているが、「須」と推測される。「須多因」は Lorenz von Stein, シュタイン (スタイン) のことであろう。康有為のリストでは、著者名にあたる部分が「海江田信義聴講」とあるので、書誌検索をしてみると、海江田信義聴講『須多因氏講義筆記』(丸山作楽筆記, 有賀長雄通譯, 1889, 宮内庁)が存在することが分かる。この講義筆記の原書は未見であるが、現在は信山社より復刻があり、参考としてその表紙(資料-15の右側の写真)を掲げた。海江田信義は、伊藤博文の勧めにより1887年、フランス、ドイツ、オーストリアを外遊し、ウイーンではシュタインから講義を受け、1888年に帰国し、1891年に枢密顧問官になった人物である。現在、海江田信義がシュタイン(スタイン)から有賀長雄の通譯(丸山作楽が筆記)を通じて講義を受ける様子が写真(4人)として残されている⁽¹⁴⁹⁾。ちなみに康有為のリストには、シュタインの『憲法及び行政法要義』(1889年)も収録されて、河島醇の編集と明記されているが、シュタイン述が省略されていた。

この図書目録を通じて、有賀長雄、ラートゲン、そしてシュタインの行政学

資料-15:『日本書目志』にリストされた有賀長雄、ラートゲン、シュタイン(スタイン)の著書



著書は19世紀の末に中国に紹介されたが、前述したように、康有為がどこまで現物を確認し、整理したかは不明である。その按語(コメント)を読むと、「国には憲法などがあり、行政を掌る者があり、さらにその学(学問)もある」という程度では、行政学の意味内容まで理解していると考えてよいかどうか議論が分かれる。実際、これらの行政学の書物は、中国語に翻訳されたこともないので、康有為における「行政学」との出会いは、未知との遭遇でありながら、未知のままですれ違ったと言ったほうがよいかもしれない⁽¹⁵⁰⁾。しかし、仮に当時日本の『書籍総目録』(1893年)を単に再整理したにすぎないとしても、「行政法」や「行政学」という用語を中国に紹介したことは、間違いのないところである。

康有為の『日本書目誌』に対して、康有為の弟子である梁啓超は、1897年11月に『時務報』新聞(第45冊)に、冒頭論文として推薦文「読『日本書目誌』書後」を掲載した⁽¹⁵¹⁾。梁啓超の生涯において、この時期は「維新運動期」(1890-1898年)とされ、前述したように梁は維新派最大の新聞媒体である「時務報」などで新思想を説き、変法維新運動に従事していた⁽¹⁵²⁾。この紹介文の初めに、「今日、中国が自強する方法は、翻訳を第一番目とする」と言って翻訳の重要性を指摘する。梁は、この本の紹介を手がかりに外国より近代知識を吸収することを問題にし、特に日本が中国に近いこと、文字が近いこと、変法(明治維新)で大きく成功したことをあげ、日本語の図書を翻訳すること、日本に学ぶことを勧めたのである。本稿との関係では、この文章の最後に「行政

資料-16：梁啓超は「行政学」の勉強を勧める

啓超願我农夫，考其农学书，精择试用，而肥我树艺；愿我工人，读制造美术书，而精其器用；愿我商贾，读商业学。而作新其货宝贸迁；愿我人士，读生理、心理、伦理、物理、哲学、社会、神教诸书，博观而约取，深思而研精，以保我孔子之教；愿我公卿，读政治、宪法、行政学之书，习三条氏之政议，择究以返观，发愤以改政，以保我四万万神明之胄；愿我君后，读明治之维新书。借观于寇仇，而悚厉其新政，以保我万万里之疆域，纳任昧于太庙。以广鲁于天下，庶几南海先生之志，则启超愿鼓歌而道之。跪坐而进之，馨香而祝之。

学」の学習を薦める部分がある。資料-16は、『梁啓超全集』に収録された、「読『日本書目志』書後」の末尾、「行政学」の用語（下線部）を含む原文である⁽¹⁵³⁾。

この文章では梁啓超が「公卿が政治、憲法、行政学の書物を読むことを願う」と記しており、いわば政府高官や公務員に「行政学」の勉強を勧めたものである。中国の行政学関係図書では、この点を取り上げて、梁啓超が中国で初めて「行政学」に言及した人と説明されている⁽¹⁵⁴⁾。梁啓超が「行政学」がいかなる学問か、それを理解できる状況にあったのかは、不明である。推測として、梁啓超は、行政学を理解した康有為の書目（及びそのコメント）から行政学の重要性を理解し、そのように勧めたのかもしれない。あるいは梁啓超は康有為の書目だけではなく、それとは別途に行政学や政治学の知識を得て、政治（学）、憲法（学）、行政学の重要性を認識したのかもしれない。『日本国志』へのあとがきと康有為『日本書目志』への紹介文は、同じく1897年に出されたものである。この時期、梁は日本への理解を深め、日本の政治行政への知識が一段と高まったとも考えられる。それで、行政学の勉強を勧め、続く文章では、三條（『日本国志』にも登場する太政大臣を務めた「三條實美」と推測される）の政治論議を学習することを呼びかけたのかもしれない。また、前述したように「行政学」という科目は、1882年（明治15年）に東京大学で設置された。中国では維新变法において人材養成が急務となり、日本の学校教育についてかなりの情報と知識を得ていたと考えられるが、梁啓超が行政学の状況をどこまで知っていたのかは不明である⁽¹⁵⁵⁾。

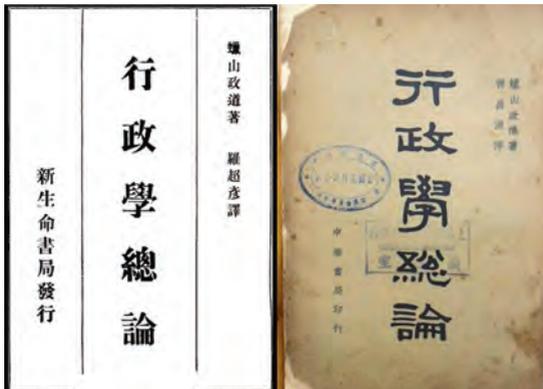
日本は、1870年代に「行政」の用語が普及し、1880年代に行政学の研究と教育を約10年間、展開していた。1890年代以後は、ラートゲンが帰国し、行政学の教育はしばらく中断、日本は行政法優位の時代に入り、行政学の講義がほとんどなくなる。一周遅れの形で1890年代末に近代「行政」の用語、そして「行政学」書籍が、日本への関心が高まる中で「東学」の一環として中国に紹介されたが、これらの書籍は結局、翻訳されることもなく、目録のままで終

わってしまった。

その後、清政府の立憲準備によって、憲法や行政法の著書が多く翻訳され、読まれるようになった⁽¹⁵⁶⁾。例えば清水澄『行政法汎論』が1903年に、美濃部達吉の著書『行政法総論』、『行政法各論』が1907年に、『行政法提要』が1924年に翻訳されており⁽¹⁵⁷⁾、清水澄、美濃部達吉のほか、浮田和民、高田早苗などの著作も多く翻訳された⁽¹⁵⁸⁾。当然、訳者の多くは、日本留学生であった。また、この翻訳過程で多くの法律学関係用語も導入された⁽¹⁵⁹⁾。こういう時代状況の中で、小野塚喜平次の政治学が1907年に翻訳され、影響力があったとされるが⁽¹⁶⁰⁾、行政学の著作はほとんどないのが実情であった。

産業化や都市化の進展に伴って、1920年代に入り、日本では行政学の教育が再開された。1920年代に東京大学と京都大学に行政学講座が設置され、蠟山政道などによって行政学の研究と教育が再開された⁽¹⁶¹⁾。1928年に出版された蠟山政道の『行政学総論』（日本評論社）は、まず1930年に羅超彦によって中国語に翻訳され、新生命書局より出版された。これは中国ではもっとも早い行政学の翻訳書⁽¹⁶²⁾となり、1934年に黄昌源によって再度、中華書局から翻訳・出版された⁽¹⁶³⁾。中国における日本行政学への関心がこの時期、高まってきた

資料-17：蠟山政道『行政学総論』中国語訳（1930年、1934年）



ように見える。資料-17は、その2冊の訳書の表紙である。

他方、中国では江康梁の『行政学原理』が1933年に出版されており、これは中国で初めての中国人による「行政学原論テキスト」とされているが、内容は不明である⁽¹⁶⁴⁾。また張金鑑は、アメリカの留学経験に基づいて、1935年に『行政学之理論与实际』著書を刊行し、中華民国期、中国における行政学の教育と研究で中心的な役割を果たしていた。

1930年代は、アメリカ行政学の「正統」が形成され、管理論が盛んな時代であり、この時期はまた中国におけるアメリカ行政学継受の本格的な開始であった⁽¹⁶⁵⁾。1930年代に中国でも「行政管理」を研究する研究書、論文が増え、1940年代に行政学が行政管理学であるかどうか議論が展開されるほどであった。1930年代に中国では行政管理研究を行政学研究とする傾向が存在していたのである⁽¹⁶⁶⁾。

その後の展開を、「行政」という用語、あるいは「行政学」という概念との関連で紹介すると、1936年に中国政治学会が南京で成立し、その前後に政治学だけではなく、行政学も北京大学、清華大学などで教えられるようになった⁽¹⁶⁷⁾。そして張金鑑を中心に中国行政学会が1943年に重慶で設立され、1954年に台湾で再建され、現在に至っている。行政学の研究は中国大陸では1952年より中止されるが、台湾では続けられた。とくに国民党の台湾への移転とともに張金鑑を含め多くの行政学者が台湾へ移転し、戦後、台湾では行政学の研究が継続し、多くの成果が公刊された⁽¹⁶⁸⁾。中国では、張金鑑を「中国行政学の父」としている。

他方、夏書章は1946年にハーバード大学から行政学の修士学位を取得・帰国し⁽¹⁶⁹⁾、ほぼ同時期に周世述もハーバードより帰国し、行政学の研究に取り組み始めるが、1952年に中国大学制度の再構築で「政治学」、「行政学」などの科目が廃止となり、行政学研究の機会が完全に奪われたのである⁽¹⁷⁰⁾。1988年に中国行政学研究団体が再建され、中国行政学の研究と教育がアメリカ行政

学の影響を受けつつ、再出発した。学会の名称は中国行政管理学会⁽¹⁷¹⁾とされ、public administration が行政管理と訳されることが一般的になった。各種辞書や専門書では、行政管理の内容を国家事務の管理、国家による社会の管理、あるいは国家の社会管理とするというような解釈が多い。前述した羅竹風主編『漢語大詞典』にある「行政」の定義はそれを反映したものである(資料-11を参照)。私はかつてこれを管理論への傾斜として分析した⁽¹⁷²⁾。また2000年ごろ、「行政管理」とともに、「公共管理」の用語が頻出するようになり、2002年にアメリカ行政学教育の影響を受けて専門職の修士学位である「公共管理修士」が開設され⁽¹⁷³⁾、「行政管理」、「公共管理」、「公共行政」、「行政学」の用語が混在するようになった。

「行政管理」と「公共管理」の用語の混在に一層拍車をかけたのが、行政学研究と教育の制度化における学科設置の規制である。中国大学の行政学関係課程の設置などに関しては、国家教育委員会が公表する専攻の設置基準、学位授与目録があり、それによって学科設置や学位授業が規制されている。その基準では、行政管理学は政治学とは関係なく、管理学に分類される。現在改訂後の2011年版学位授業目録では、「管理学」という大分類の下で「管理科学とエンジニアリング」、「工商管理」(MBAなど)、「農林経済管理」、「公共管理」、「図書館情報と档案管理」の5つの分類があり、そして「公共管理」分類のもとでは、「行政管理」、「社会医学と衛生事業管理」、「教育経済と管理」、「社会保障」、「土地資源管理」の下位分類がある。行政(管理)学が管理学かどうかは別に、して、「公共管理」は「行政管理」の上位概念になり、「行政管理」は「公共管理」の下位に分類される。専門の分類あるいは学科分類では通常、「公共管理」という「1級学科」があり、そのもとで「行政管理」という「2級学科」があると理解されている。大学などで公共管理学院、或は政治と公共管理学院が設置され、その下で行政管理が学科・専攻として設置されるのはそのためである。また一部の公共管理学院で社会保障学科や土地管理学科が設置されるのは、上

記の公共管理の分類に行政管理と社会保障、土地管理などが分類されたことによるものである。

こうして中国では行政管理(学)、公共管理(学)、そして公共行政学、行政学概念の混在が発生したのである⁽¹⁷⁴⁾。最近、行政管理、公共管理など管理論的な傾向に対する再検討あるいは反省が行われ、「公共行政」あるいは「公共行政学」、「行政科学」という用語を使用する傾向が現れている⁽¹⁷⁵⁾。その発展に注目したい。

7 終わりに

本稿は、漢字としての「行政」の用語が形成された歴史の検討であるが、以上の検討で得た結論は、次のように整理することができる。

第1に、「行・法」とともに「行・政」が中国古典に存在している。しかし「法を執行する」という「行・法」、「政を行う」という「行・政」は、動詞と名詞の連結語で、今日のような名詞ではなかった。

第2に、アヘン戦争後、中国では3権分立論の翻訳では、「行政権」となる executive power を「行法権」に訳していた。そしてこの「行法」あるいは「行法権」用語は、明治維新前後に日本に輸入され、使用されていた。「立法・行法」のように、「政体書」における使用がその一例である。

第3に、1870年代、日本では「行法」ではなく、「行政」が広く使用され、1880年代初めに「行政」(行政権)の使用法が定着した。また同時期に「行政学」が日本で教授されるようになり、やがて多くの行政学専門書が公刊された。

第4に、「行政」が1890年代後半に日本より中国に逆流入し、それは「行法」にとって代わり、1900年代以後、中国では「行法」は使用されなくなり、「行政」は定着するようになった。「行法」、「行法権」は日本で使用された時期が短かったが、中国ではおよそ半世紀の使用があった。

第5に、1890年代後半より、「行政学」の用語も日本より中国へ流入したが、行政学著書の翻訳は、1930年代になる。蠟山政道の『行政学総論』が中国でもっとも早い行政学の翻訳書である。

第6に、1930年代以後、中国では日本行政学を摂取する時期があったが、間もなくアメリカ行政学が中国に輸入され、日本行政学ではなく、アメリカ行政学が主たる学習の対象になった。

概念は現実との緊張関係の中で成立し、言葉（用語）で表現され、その歴史的性格が刻印される。「行政」という言葉の歴史からもその刻印を発見できる。日本では中国古典にある「行・政」の語彙を転用して近代的な「行政」という概念を構成し、また近代国家建設の過程で「行政」システムを構築していった歴史がある。そしてその「行政」という言葉が中国に逆輸入されて、近代的立憲システムや行政システムの構築を試みた歴史も、中国にはあった。明治維新（成功）後の日本と変法維新（失敗）後の中国では、「行政」の概念が近代国家の建設において必要となり、ともに立憲システムと近代行政システムの構築が進められた歴史があったのである。しかし結果は、まったく異なる近代政治行政システム構築の歴史となっていった。また近代官僚制の構築に伴って、行政学という研究領域の確立も同様であった。1890年代の中国における「創始期」日本行政学という「未知」への遭遇が、その違う道を示唆していた。「行政」や「行政学」の用語における知的交流ともいえるその歴史には、それぞれの（成功と失敗を含む）国民国家構築の歴史が刻まれている。近代以後、「行政」、「行政権」、「行政学」の用語を漢字で共有する二つの国では、行政システムの構築において異なる道を歩み、また異なる行政学教育と研究を構築してきたのである。その本格的比較はこれからの作業である⁽¹⁷⁶⁾。

中国と日本行政学会との交流は1990年代の加藤一明らの努力⁽¹⁷⁷⁾によって開始され、水口憲人理事長のもとで2005年に正式に交流協定が結ばれ、以後、私は日本行政学会の訪中に参加し、また中国学会の訪日団の受入にもかかわっ

て今日に至っている。他方、西尾勝『行政学』（有斐閣）を共同で中国語に翻訳し⁽¹⁷⁸⁾、また中国語で日本行政の研究論文を公表してきた⁽¹⁷⁹⁾。行政の比較研究だけではなく、日本と中国の行政学研究と教育のこれからの交流を期待しつつ、本稿を閉じる。

注

- (1) 福田歓一『政治学史』（東京大学出版会、1985年）、5頁、また田口富久治『政治学講義』（名古屋大学出版会、1993年）、60頁。
- (2) 丸山真男『政事（まつりごと）の構造』（1984年）、『丸山真男集』（岩波書店、1996年）第12巻所収。また平石直昭「前近代の政治観—日本と中国を中心に」（『思想』792号、岩波書店、1990年6月）では、奉仕としての政事（まつりごと）、教化としての政治などを類型化により分析している。
- (3) 行政学の責任論は多いが、概念整理においては足立忠夫による（中国古典に遡る）「責任論と行政学」、辻清明編集代表『行政学講座1 行政の理論』（東京大学出版会、1976年）所収が重要である。足立の責任論は、多くの行政学の教科書で用いられた。例えば、西尾勝「行政責任」、『行政学の基礎概念』（東京大学出版会、1990年）第9章、西尾勝『行政学（新版）』（有斐閣、2001年）第20章、真淵勝『行政学』（有斐閣、2009年）第13章、258頁以下を参照。
- (4) 近代の「統治」概念の形成については、成沢光「統治」（初出は日本政治学会編『政治学の基礎概念』、岩波書店、1981年所収）、成沢『政治の言葉』（平凡社、1984年）所収。また国民とは異なる人民の概念については、加藤哲郎「日本における『人民』概念の獲得と喪失」、立命館大学『政策科学』2001年、8巻3号も参照。
- (5) 例えば柳父章『翻訳語成立事情』（岩波新書、1982年）では「社会」、「権利」、「自由」の翻訳を検討し、成沢光『政治の言葉』（平凡社、1984年）では「統治」ほか、「権利」の検討も行っている。加藤周一、丸山真男『翻訳の思想』（岩波書店、1991年）も参照。より一般的に近代語彙の形成に関しては、森岡健二編著『改訂・近代語の成立：語彙編』（明治書房、1991年）を参照。
- (6) 西尾勝「行政の概念」、前掲『行政学の基礎概念』所収を参照。また手島孝『行政概念の省察』（学陽書房、1982年）、堀雅晴「世紀転換期の現代行政学—アメリカ行政学の自画像をめぐって」、立命館大学『立命館法学』、2000年第3、4号所収も参照。
- (7) 井出嘉憲『日本官僚制と行政文化』（東京大学出版会、1982年）、第1章。
- (8) 例えば、今村都南雄は、「わが国における行政概念は中国伝来のものであり、

「行政」の誕生と交流

伝来後どのような語法上の違いが生じてきているのかは不明である」と述べている。今村都南雄「行政の概念と行政学の方法」, 今村『行政学の基礎理論』(三嶺書房, 1997年), 5頁。

- (9) 井出嘉憲『日本官僚制と行政文化』, 3頁, 11頁などを参照。
- (10) これは, http://www.ndl.go.jp/modern/img_1/004/004-009l.html で確認できる。
- (11) 井出『日本官僚制と行政文化』, 3頁。
- (12) 山室信一『思想課題としてのアジア』(岩波書店, 2001年), 166頁。
- (13) 井出『日本官僚制と行政文化』では「行法」の登場に関する注記では, 中国で出版された世界地理・海外事情書に言及している(14頁以下)。
- (14) 谷口知子「『美理哥合省国志略』と『海国図志』—国政の訳語とその変遷」, 関西大学中国文学会紀要(24), 2003年3月, 215-235頁, また谷口知子「『美理哥合省国志略』の1844年香港版は誰の手によるものか: “美”と“合衆国”を手がかりに」, 関西大学中国文学会紀要(27), 2006年3月, 193-211頁を参照。
- (15) 張帆『“行政”史話』(北京・商務印書館, 2007年)では, 『聯邦志略』を未見とし, それを引用した文献を見る限り, 「行法」の使用を発見できず, 『聯邦志略』における「行法」の使用に否定的としている(35-36頁)。
- (16) 早稲田大学図書館の当該図書は2冊あり, デジタル形式の本文は, http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ru09/ru09_02017/ru09_02017_0001/ru09_02017_0001.pdf
http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ru09/ru09_02017/ru09_02017_0002/ru09_02017_0002.pdf で確認することができる。
- (17) 『聯邦志略』の版種については, 前掲谷口知子「『美理哥合省国志略』と『海国図志』: 国政の訳語とその変遷」, 吉海直人「『聯邦志略』の版種について: 資料(影印)と解題」, 同志社女子大学総合文化研究所紀要21号, 2004年3月, 33-37頁を参照。「合衆国」, 「連邦」の訳語形成に関しては, 千葉謙悟『中国における東西言語文化交流—近代翻訳語の創造と伝播』(三省堂, 2010年)第3部第3章, 第5章を参照。
- (18) これについては文献が多いが, 熊月之『西学東漸与晚清社会』(上海人民出版社, 1994年)第4章, 馮天瑜『新語探源—中西日文化互動与近代漢字述語生成』(中華書局, 2004年)第3章, 214頁以下, また下河部行輝「『四洲志』と魏源増補による『海国図志』」(1-4), 岡山大学大学院文化科学研究科紀要, 2000年11月—2002年3月, 第10-13号所収を参照。
- (19) 張帆, 前掲『“行政”史話』, 37-38頁。ちなみに日本語の資料としては, 谷口知子「『海国図志』・『四洲志』に見られる新概念の翻訳—原書との対照を通して」(近代東西言語文化接触研究会『或問』第14号, 2008年所収)では, 「行法」の用語が引用

されている(96頁)。ただし、この谷口論文と前掲谷口『美理哥合省国志略』と『海国図志』: 国政の訳語とその変遷』では、ともに3権に関する紹介と分析をしているが、「行法」と「行政」の関係に言及していない。

- (20) 『海国図志』が1851年に初めて日本へ船載され、1854年に市中に出るとされている。山室『思想課題としてのアジア』, 212頁以下, また馮『新語探源』, 227頁以下, 王曉秋著, 中曾根幸子ほか訳『アヘン戦争から辛亥革命—日本人の中国観と中国人の日本観』(東方書店, 1991年, 原題は『中日近代啓示録』北京出版会, 1987年), 36頁以下を参照。
- (21) この引用は, http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ru01/ru01_03176/ru01_03176_0017/ru01_03176_0017.pdf を参照。
- (22) 同文館については, 前掲熊月之『西学東漸与晚清社会』第6章などを参照。
- (23) 張帆, 前掲書, 40-41頁。前掲『翻訳の思想』所収の『万国公法』の英文, 中国語, 和文の比較資料では, 「制法行法之権」の表現があり, それぞれ, legislative power と executive power に対応する。前掲加藤ほか『翻訳の思想』, 23頁を参照。
- (24) 張嘉寧「『万国公法』成立事情と翻訳問題: その中国語訳と和訳をめぐって」, 前掲『翻訳の思想』所収, また山室『思想課題としてのアジア』, 222頁以下, 佐藤慎一『近代中国知識人と文明』(東京大学出版会, 1996年)第一章「文明と万国公法」を参照。
- (25) この資料は, 国会図書館の史料に見る近代日本のデジタル資料で, http://www.ndl.go.jp/modern/img_1/003/003-002l.html を参照。
- (26) 西周は, 3権論をフランス人 Montesquieu の「発明」とし, 「第一 Legislative 立法の権, 第二 Executive 行法の権, 第三 Judicial 断定の権」とした。これについては, 近代日本社会学史叢書編集委員会編『近代日本社会学史叢書』第1期第1巻(龍溪書舎, 2007年7月, 『百学連環』などを収録), 214頁及び216頁, あるいは大久保利謙編『西周全集』第4巻(宗高書房, 1981年), 214頁, 216頁を参照。ただ, 『西周全集』の編者による目次では, 立法権, 行政権, 断定権(目次, 18頁)となっており, 「行法」を「行政」に変えている。
- (27) 西周の場合, いつ頃「行法」を「行政」に言い換えたのか, 或は言い換えたかどうかは調査していない。また西周は, 司法権を「守法の権」(1867)或は「断定の権」(1870)としたが, 「司法」の用語は, 政体書では登場し, 1871年に「司法省」が設置されていた。
- (28) 社会科学に関する翻訳文献が少ないことは, 熊月之『西学東漸与晚清社会』, 12頁, 14頁を参照。
- (29) 張帆, 前掲書, 47頁。この現象は中国に限らず, 日本でも同様である。井出『日

「行政」の誕生と交流

- 本官僚制と行政文化』, 11 頁を参照。
- (30) 山室『思想課題としてのアジア』第2部第2, 3章, 増田渉『西学東漸と中国事情』(岩波書店, 1979年)を参照。また森岡健二編著『改訂・近代語の成立: 語彙編』, 亀井孝ほか編『日本語の歴史6・新しい国語への歩み』(平凡社, 1965年, 平凡社ライブラリーとして2007年に再版), 千葉『中国における東西言語文化交流—近代翻訳語の創造と伝播』も参照。
- (31) これは, 国会図書館「史料に見る日本の近代」のデジタル資料で, 次を参照。
http://www.ndl.go.jp/modern/img_1/004/004-0111.html, また前掲注(10)も参照。
- (32) 井出『日本官僚制と行政文化』, 19頁。内閣制度百年史編纂委員会『内閣制度百年史』(上巻)(大蔵省印刷局, 1985年), 10-12頁を参照。
- (33) 鶴飼信成『行政法の歴史的展開』(有斐閣, 1952年)は, 政体書に「行法」と「行政」を使用したと注記で指摘した(75頁)。
- (34) 大森弥『官のシステム』(東京大学出版会, 2006年), 4頁を参照。
- (35) 引用は, 井出『日本官僚制と行政文化』, 20頁, また『内閣制度百年史』(上巻)12頁。
- (36) 『内閣制度百年史』(上巻)15頁。
- (37) 引用は『内閣制度百年史』(上巻), 17頁による。井出も指摘するように, 古典的な内閣制度の研究書, 蠟山政道『太政官制度と内閣制度』(1923年, 蠟山『行政学研究論文集』勁草書房, 1965年所収)や山崎丹照『内閣制度の研究』(1942年)でも, 誤植などで「行法」に代えて「行政」を代用しており(『日本官僚制と行政文化』, 55頁), 行政と行法に関わる検証が困難である。『内閣制度百年史』からの「引用」(上巻, 15頁, 17頁)は, 国会図書館の「太政官職制沿革原文」のデジタル資料でも, 明治4年の「行政実際」, 明治6年の「行政事務」の用語が登場することを確認した。
- (38) この資料は, 国会図書館の「史料に見る日本の近代」のデジタル資料で,
http://www.ndl.go.jp/modern/img_1/013/013-0011.htmlを参照。
- (39) 資料は, http://www.ndl.go.jp/modern/img_1/004/004-0401.htmlより引用。
- (40) この資料も国会図書館のデジタル資料で, http://www.ndl.go.jp/modern/img_1/025/025-0041.htmlより引用。
- (41) 瀧井一博『文明史のなかの明治憲法: この国のかたちと西洋体験』(講談社, 2003年), また, 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制: シュタイン国家学の軌跡』(ミネルヴァ書房, 1999年), 堀口修編著『明治立憲君主制とシュタイン講義: 天皇, 政府, 議会をめぐる論議』(慈学社出版, 2007年)を参照。
- (42) 日本「行政学」のスタートはドイツ国家学, 行政学とのかかわりで導入されたが, ただ「行政学」の用語・概念がどう翻訳・輸入されてきたのかは, 不明である。

「行政」の誕生と交流

辻清明「日本における行政学の展開と課題」, 辻清明編集代表「行政学講座」第一巻『行政の理論』（東京大学出版会, 1976年）所収, また巖山政道『日本における近代政治学の発達』（実業之日本社, 1949年）, 63頁以下, 巖山政道『行政学言論・第一分冊』（日本評論社, 1936年）, 8頁以下, さらに堀雅晴「リサーチ行政学・地方自治論」, 大塚桂編集『日本の政治学』（法律文化社, 2006年）所収などを参照。

- (43) 東京帝國大學編『東京帝国大学五十年史(上)』（1932年）, 700頁, または『東京大学百年史・部局史一』（東京大学出版会, 1986年）, 30頁。
- (44) 『東京帝国大学五十年史(上)』, 702頁, 706頁。
- (45) 前掲『東京大学百年史・部局史一』（32頁）では, ラートゲンの担当を「統計学, 国法学, 行政学」と記載している。ラートゲンの行政学については, 辻清明は「国家学的行政学」としていた。辻「日本における行政学の展開と課題」, 298頁以下を参照。また, 勝田有恒「カール・ラートゲンの『行政学講義』—ドイツ型官治主義の導入」, 手塚豊教授退職記念論文集編集委員会編『明治法制史政治史の諸問題』（慶應通信, 1977年）所収, 瀧井一博「帝国大学体制とお雇い教師カール・ラートゲン：独逸国家学の伝道」, 京都大学人文科学研究所『人文学報』第84号, 2001年3月所収, 野崎敏郎「カール・ラートゲンとその同時代人たち」, 佛教大学『社会学部論集』, 2000年3月第33号所収を参照。
- (46) 加藤周一「明治初期の翻訳」, 前掲加藤周一ほか『翻訳の思想』所収, 366-367頁。
- (47) ヘボン和英語林集成については, 明治学院大学のデジタルコレクション, <http://www.meijigakuin.ac.jp/mgda/> を参照。
- (48) もちろんそれは, それより以前に「行政」が使用されていなかったことを証明するものではない。研究によれば第3版では漢語訳の増加が著しいことがあり, それで収録したという解釈があり得る。前掲森岡『改訂・近代語の成立：語彙編』, 440頁以下を参照。
- (49) 朱京偉『近代日中新語の創出と交流—人文科学と自然科学の専門語を中心に』（白帝社, 2003年）, 88頁。この指摘に関しては, 毛は直接、『哲学字彙』をもって確認をした。
- (50) 井出『日本官僚制と行政文化』, 10頁。
- (51) 資料は次を参照。http://project.lib.keio.ac.jp/dg_kul/fukuzawa_tbl.php
- (52) 国立国語研究所『明治初期の新聞用語』（国立国語研究所報告15, 1959年）, 91頁。これは, 明治10年11月-11年10月(1877-1878)までの郵便報知新聞(1872年創刊)の調査であり, この間, 「行政」用語が使用されたことを証明するが, その時期から使用されたことを意味しない。この資料では, 「行法」の事例が見当たらない。
- (53) 井出『日本官僚制と行政文化』, 39頁。井出の検討では, 明治維新前後における, 西周(同書, 16頁以下), 陸羯南(同書, 25頁)などの議論も紹介している。「行法」

「行政」の誕生と交流

用語の登場と消失は、政府だけのものではない。

- (54) 井出『日本官僚制と行政文化』, 40 頁。
- (55) 前掲, 丸山「政事(まつりごと)の構造」, また田中久文『丸山真男を読みなおす』(講談社, 2009 年), 141 頁以下を参照。
- (56) この「官制」なる言葉は、中国古典によく使われる用語であるが、単純に「官僚制」或は「官のシステム」として解釈してよいかどうかは、議論がありえる。英訳を考える場合、なかなか困難である。「官制」をキーワードに日本官僚制を検討した、赤木須留喜『〈官制〉の形成—日本官僚制の構造』(日本評論社, 1991 年)では「官制」を官僚制の意味で使用したようである。また「官のシステム」なる用語は、前掲大森弥『官のシステム』を参照。
- (57) 井出『日本官僚制と行政文化』41-43 頁, 及び 260-261 頁。
- (58) 赤木須留喜『〈官制〉の形成—日本官僚制の構造』, 辻清明『新版・日本官僚制研究』(東京大学出版会, 1969), 岡田彰『現代日本官僚制の成立』(法政大学出版局, 1994)などを参照。
- (59) ここでは言葉として「行法」に取って代わる「政を行う」「行政」について検討しているが、一般論として、いわゆる「行政国家化」現象においては、(立法権と「行法」権と司法権) 3 権の一角を占める「行法」権・組織・制度はやがて単なる「行法」権・組織・制度ではなくなり、優越の位置を占めるようになり、それ自体はまさに「政治」を行うようになるものである。その意味では「行法」が「行政」になる必然性がある。
- (60) 西尾『行政学の基礎概念』第 1 章「行政の概念」, 4 頁以下(行政概念の第一用語法), また明治期の行政学における「行政」の概念については、前掲辻清明「日本における行政学の展開と課題」を参照。
- (61) これについては、前掲丸山眞男「政事(まつりごと)の構造」, 平石直昭「前近代の政治観—日本と中国を中心に」を参照。但し、いずれも「行政」への言及がなかった。
- (62) この岩崎茂実編『日誌字解』は、松井栄一ほか編集『明治期漢語辞書大系』第 3 巻(大空社, 1995 年)に収録され、「行政」用語は、177 頁を参照。また『明治期漢語辞書大系』第 3 巻に収録されている『令典熟語解』(1869 年)にも「行政」用語(同, 12 頁)が登場している。これらの漢語辞典で「行政」という漢語が登場したことは、「政体書」の「行政官」という用語登場と関係があると推測されるが、この場合、「行政」は、連結詞というよりも名詞としての漢語と考えられる。
- (63) 田中彰『岩倉使節団「米欧回覧実記」』(岩波現代文庫, 2002 年)では、(アメリカ)「大統領は行政の権を」(82 頁), (イギリス)「立法・行法の両権を」(122 頁)の引用が確認できる。

- (64) 久米邦武編著、田中彰校注『米欧回覧実記』全5巻(岩波書店、1985年)を点検すると、第一に「行法」の用語としては、「政府の事務は、立法行法の両権により」(第一巻、305頁、v1p305と略す。以下同)、(英国)「立法行法の両権」(v2p87)、「皇帝の権は、立法行法を」(v2p88)、「民事に立法行法の官を設くるか如く」(v4p73)、「元老院の議員を「セナート」と云、・・行法権を施行す」(v4p196)、(スペイン)「この国の政治は四権を分つ、曰く立法、曰く行法、曰く司法、曰く酌量」(v5p142)、「行法官は陸海軍、内外務・・の7省を分ち」(v5p142)の使用例があり、立法と行法が並べるケースが多い。最後の省庁組織を説明する場合、「行法官」の用語を使っているが、後述するように中央政府を説明する場合、「行政官」をいうことがはるかに多い。第二に、「行政権」或は単に「行政」の用語としては、(アメリカ)「大統領は行政の権を総へ」(v1p207)、「立君国においては、司法権を行政権に合わせ」(v1p207)、「行政の諸衙門」(v1p305)、(フランス)「カントンは、行政上に於て、・・其の行政の実は」(v3p24)、(プロシア)「国王は行政の全権を」(v3p318)、(ロシア)「国議院の議政官42員、其の主務は、全国の行政を統轄し、・・大審院もまた議政行政を半はせる体格を存し」(v4p59)、「議政の権は貴族に帰し、・・立法権、及び行政権の半はを・・」(v4p121)、「行政権は、重に此「セナート」(上院)にて施行す・・」(v4p123)、「行政の権」(v5p158)の使用例があり、また、第三に「行政官」あるいは「行政官吏」用語としては、「行政官吏」(v1p209)、(ベルギー)「行政官は、外務・・の6省にて」(v3p169)、(オランダ)「行政官は、国王の命にて挙任す・・内務・・の7人にして」(v3p220)、(プロシア)「行政官は、国王の選任せる、8の長官にてなる、外務・・の8省なり」(v3p319)、「新法を立てるは、全く行政官にあり、行政官は、内国総裁・・の8省を分つ」(v4p392)、「行政官は、内国総裁・・の十長官を分つ」(v4p406)、(セーロン)「政治を補相し、行政官をなす」(v5p291)の使用例があり、中央政府の組織分担を説明する場合、「行政官」の用語を多く使用している。政体書にある「行政官」の用語を思わせるところがある。
- (65) 中国古典における「行政(行・政)」については、前掲張帆『“行政”史話』、また黄小勇「“行政”概念疏義」北京行政学院『北京行政学院学報』、2001年第5期所収なども参照。
- (66) 張帆、前掲書、16頁。中国哲學書電子化計劃(<http://ctext.org>)で、「先秦兩漢」(漢まで)の範囲で「行政」を検索すると40ヒット、『史記』に限定して検索すると、19ヒットが現れる。2010年5月検索。
- (67) 詳細は張帆、前掲書、17-20頁を参照。
- (68) 中国哲學書電子化計劃(<http://ctext.org>)で、「先秦兩漢」の範囲で「行法」を検索する52ヒットが登場し、『史記』に限定すると、「行法」は少なくとも6ヒットがある。

「行政」の誕生と交流

- (69) 惣郷正明ほか編『明治のこぼ辞典』（東京堂、1986年）では、「共和」を明治時代の新語としている。「文明」「文化」、「共産主義」なども明治の新語として収録しているが、「革命」や「行政」が収録されていない。
- (70) 張帆、前掲書では漢の時代の使用調査（20頁）、三国から唐の時代までの使用調査（22頁）を表にまとめている。緻密な作業である。
- (71) 宋の時代以後の使用例は、張帆、前掲書の整理表（22頁-28頁）を参照。
- (72) 今村は、日本語の用語においては、行政即ち「公行政」と割り切ってしまうことを指摘する。「行政の概念と行政学の方法」、前掲今村『行政学の基礎理論』、5頁。
- (73) 加藤周一「明治初期の翻訳」、前掲『翻訳の思想』所収、361頁以下を参照。
- (74) 前掲宋京偉『近代日中新語の創出と交流』、また高島俊男『漢字と日本人』（文芸春秋、2001年）、松井利彦『漢訳『万国公法』の熟字と近代日本漢語』、東京大学国語国文学会編集『国語と国文学』62（5）、1985年5月所収を参照。
- (75) 前掲森岡編著『改訂・近代語の成立：語彙編』では、中国古典からの「借用」・転用などが検討されている。
- (76) この例示は、高名旋、劉正堃『現代漢語外来詞研究』（文字改革出版社、1958年）、83頁以下、同書の日本語訳、鳥井克之訳『現代中国語における外来語研究』（関西大学出版部、1988年）、106頁以下を参照。
- (77) 亀井孝ほか編『日本語の歴史6・新しい国語への歩み』（前掲）では漢語の流行などを分析している。
- (78) 張帆『“行政”史話』、31-32頁を参照。
- (79) さねとう けいしゅう（実藤恵秀）『増補・中国人日本留学史』（くろしお出版、1981年）に、「中国人のみとめた日本語来源の中国語」には、「行政」の用語が、「偶然」、「業務」とともにリストされている（397頁）、また「政治」、「政府」の用語もある（同400頁）。同『中国人留学日本史』（くろしお出版、1960年）も同様である（同書、397頁）。ただしこの研究では、「行政」が日本から中国へ流入したことの検証を行っていない。
- (80) 山室『思想課題としてのアジア』、476頁。そのほかに、政治学、社会学、財政学、経済学、法学などがリストアップされている（468頁以下）。ただし、山室は、それらの日訳漢字は日本で固有に鑄造されたかどうかを確定することが必ずしも容易ではなく、中国からの西学書の輸入や国内蘭学の翻訳を考慮する必要があると指摘している（482頁以下）。
- (81) 沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』（笠間書房、2008年）では、資料として中国における漢字外来語の辞典類における外来語のリストを掲載しており、それを見ると、王立達「現代漢語従日語借来的語彙」（1958年、論文）では「行政」

が日本語由来の外来語として収録され（同書、402頁）、高名旋、劉正琰『現代漢語外来詞研究』（前掲）、劉正琰『漢語外来詞詞典』（上海辭書出版社、1984年、収録1万語、和製漢語9千語）では、外来語とする「行政」がない。毛は王立達「現代漢語從日語借来的語彙」論文を参考できていないが、中国語版『現代漢語外来詞研究』（前掲）、また鳥井克之訳『現代中国語における外来語研究』（前掲）を調査し、行政を「外来語」として取り上げていないことを確認した。ちなみに、沈の『近代日中語彙交流史』では、「行政」用語の検討はない。前掲朱京偉『近代日中新語の創出と交流』では、「行政」を外来語として言及している（88頁）。

- (82) 前掲熊月之『西学東漸与晚清社会』では、王立達などの研究を踏まえて、そう整理している。同書第17章、674頁。
- (83) 世界的に見ると、19世紀末は行政学（行政学、行政法学など）が誕生する時期で、とりわけドイツの官房学、そしてアメリカ行政学が重要となる。シュタインの『行政学』は、元老院、渡辺廉吉訳として出たのが1887年で、ちょうどウィルソンが「行政の研究」論文を公表した年でもある。今村都南雄ほか『ホーンブック・基礎行政学』（北樹出版、2006年）第1章「行政学の理論展開」、前掲瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制：シュタイン国家学の軌跡』、また毛桂榮「日本行政学研究と教育回顧」、明治学院大学『法学研究』87号、2009年8月、63-104頁。
- (84) 張帆、前掲『“行政”史話』、52-54頁。
- (85) 前掲沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』特に第3、4章、前掲熊月之『西学東漸与晚清社会』第17章、前掲馮天瑜『新語探源』第4、5章を参照。
- (86) 馬西尼著、黄河清訳『現代漢語詞匯の形成：十九世紀漢語外来詞研究』上海：漢語大詞典出版社、1997年出版（これは、イタリア人研究者Federico Masiniがパークレーで刊行した、The formation of modern Chinese lexicon and its evolution toward a national language：the period from 1840 to 1898, Journal of Chinese Linguistics Monograph Series No. 6, 1993, Berkeleyを繁体字中国語に翻訳したものである）では、1660年から1895年まで、129冊の中国語著書が日本語に訳されるが、中国語に訳された日本語の著作が12冊しかないのに対して、1895年以後1911年までに、958冊の日本語著書が中国語に翻訳されたと指摘している（127頁以下）。熊月之『西学東漸与晚清社会』（640頁以下）は、同時期に中国へ千以上の訳書があったこと、また社会科学の訳書が多いことを指摘している。
- (87) 前掲馮天瑜『新語探源』、熊月之『西学東漸与晚清社会』、沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』、朱京偉『近代日中新語の創出と交流』を参照。また地理学の用語（回帰線など）を中心にした研究ではあるが、日中における学術用語の交流を検討した荒川清秀『近代日中学術用語の形成と伝播』（白帝社、1997年）も興味ある研究である。

「行政」の誕生と交流

- (88) 前掲鳥井克之訳『現代中国語における外来語研究』のほか、王勇「中国史の中の日本」、尾形勇ほか編『日本にとって中国とは何か』（講談社、2005年）第5章所収、272頁以下のリスト、また沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』巻末資料などは、中国語の日本語借用語を知る上で、便利である。
- (89) 陳力衛『和製漢語の形成とその展開』（汲古書院、2001年）では、5百ほどを列挙している。馮天瑜『新語探源』（第5章、第2節）では、王立達、高名旋、実藤恵秀、沈国威、馬西尼、朱京偉などの研究を踏まえ、新語の統計を分析し、844語という説（495頁）を紹介している。沈国威「現代中国における日本製漢語」、明治書院『日本語学』1993年7月号所収も参照。
- (90) 張帆、前掲書、85頁以下を参照。この三つの可能性は、「行政」概念に限らず、近代日中交流に共通する経路である。前掲、馮天瑜、沈国威、朱京偉、陳力衛の著書を参照。
- (91) 汪向荣、竹内実ほか訳『清国お雇い日本人』（原題『日本教習』、朝日新聞社、1991年）、また熊月之『西学東漸と晩清社会』第6章、山室『思想課題としてのアジア』、367頁以下を参照。
- (92) 魯迅も1902年から1909年に日本留学していた。帰国後、文学を通じて中国の近代国民国家建設に深くかかわるようになる。藤井省三『魯迅』（岩波新書、2010年）を参照。
- (93) 前掲実藤『中国人留学日本史』、巖安生『日本留学精神史：近代中国知識人の軌跡』（岩波書店、1991年）、また山室『思想課題としてのアジア』、318頁以下などを参照。
- (94) 武安隆ほか『中国人の日本研究史』（六興出版、1989年）、127頁以下を参照。
- (95) 前掲王勇「中国史の中の日本」、前掲『中国人の日本研究史』、佐藤三郎『中国人の見た明治維新：東遊日記の研究』（東方書店、2003年）第2章及び同書巻末の東遊日記のリスト、熊達雲『近代中国官民の日本視察』（成文堂、1998年）、巻末資料を参照。
- (96) 張偉雄『文人外交官の明治日本－中国初代駐日公使団の異文化体験－』（柏書房、1999年）。
- (97) 沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』第三章「日本語との出会い－近代前期における知識人と日本語」がその時期の検討である。
- (98) 佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』（東京大学出版会、2000年）、第1、2章、32-33頁、63-64頁、165頁以下などを参照。
- (99) 佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』第3章、明治憲法の最初の紹介との指摘は、同257頁を参照。また日本への観察（2名）は、前掲熊達雲『近代中国官民の日本視察』、第2章を参照。

- (100) 沈国威「近代日中語彙交流—逆転への道程」, 関西大学『中国文学会紀要』21号, 2003年所収, 76頁などを参照。
- (101) 鐘叔河主編『走向世界叢書・日本日記ほか』(岳麓書社出版, 1985年)に収録する日清戦争前の日本観察日記などの資料をざっと読むと, 当時の官制を紹介する部分(例えば104頁)があるが, 「行政」或は「行政権」の用語はないようである。この時期の「行政」用語の使用は確認できていない。
- (102) 前掲, 馬西尼著『現代漢語詞匯的形成』, 255頁。
- (103) 前掲沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』第三章, 128頁より引用。馬西尼『現代漢語詞匯的形成: 十九世紀漢語外来詞研究』(119頁)では, 物理学, 政治学, 憲政, 投票などが挙げられている。また, 沈国威「黄遵憲『日本国志』的編碼與解碼—以「刑法志」為中心」, 関西大学『東西學術研究所紀要』第40号, 2007年も参照。
- (104) 引用は, <http://archives2.ih.otaru-uc.ac.jp/Lightbox/kanseki/KR011014-14.pdf>
- (105) 梁啓超「古議院考」, 張品興主編『梁啓超全集』(北京出版社, 1999年)第1冊所収, 61頁。
- (106) 梁啓超「各国憲法異同論」, 『梁啓超全集』第1冊所収, 319頁。ちなみにこの論文の末尾に大臣の責任を論じた部分では, 大臣に「行政法上刑法上」の責任(322頁)があることが説明されていた。これは現在中国人の文章として最初に「行政法」の用語を使った用例との指摘がある。
- (107) 後述する『時務報』45号では, アメリカ憲法が「美國合邦盟約」の題で中国語に訳され, その立法に関する注記で, 政治は「立法」(国会)と「行法」(総統)と「定法」(律政院: 司法)の三つに分かれることを紹介し, 「行法」の用語を使用している(後掲注[151], 『強学報・時務報』四, 3101頁を参照)。
- (108) 曾田三郎『立憲国家中国への始動: 明治憲政と近代中国』(思文閣, 2009年), 前掲佐藤慎一『近代中国知識人と文明』所収の第3章「近代中国の体制構想」, また李細珠「体制改革における選択: 清末の憲政視察と予備立憲」, 貴志俊彦ほか編『模索する近代日中関係: 対話と競争の時代』(東京大学出版会, 2009年)第7章所収を参照。
- (109) 前掲曾田『立憲国家中国への始動』, 李細珠「体制改革における選択: 清末の憲政視察と予備立憲」, 田中比呂志「近代中国の国民国家構想とその展開」, 久留島浩ほか編『アジアの国民国家構想』(青木書店, 2008年)所収, また松井直之「清朝末期における権利の受容と変容: 欽定憲法大綱と臣民権利」, 横浜国際経済法学, 2005年, 第14巻第2号所収を参照。
- (110) 曾田三郎『立憲国家中国への始動: 明治憲政と近代中国』, 第3, 5章を参照
- (111) 有賀長雄と中国の立憲準備とのかかわりについては, 熊達雲『近代中国官民の

「行政」の誕生と交流

- 日本視察』第六章, とくに 161 頁, また, 曾田三郎『立憲国家中国への始動: 明治憲政と近代中国』を参照。
- (112) この点については, 熊達雲前掲『近代中国官民の日本視察』第十章, 曾田前掲『立憲国家中国への始動: 明治憲政と近代中国』, 第三章を参照。
- (113) この『行政綱目』については, 熊前掲書, 353-355 頁, 曾田前掲書, 125 頁以下を参照。
- (114) 曾田『立憲国家中国への始動: 明治憲政と近代中国』, 125 頁を参照。ちなみにこの内務, 外務, 軍事, 財政, 司法の行政事務分類は, まさに近代国家の成立における「古典的 5 省」が担当する事務である。片岡寛光『行政の構造』(早稲田大学出版会, 1992 年), 162 頁などを参照。
- (115) 憲政移行に先だって, 官制を再構築することの重要性は, 日本憲政視察で強調されたことであり(曾田前掲書, 熊達雲前掲書, 231 頁など), これは, シュタインの「憲政に対する行政」学説が強調し, 伊藤博文が受容した知見であり, また日本の経験でもある。瀧井一博「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」, 京都大学人文科学研究所『人文学報』第 80 号, 1997 年 3 月を参照。内閣制度, 官制が明治憲法体制に先だって構築されたことは, 赤木須留喜『〈官制〉の形成—日本官僚制の構造』(349 頁など) が指摘したところである。これは, 「憲法変われど行政法変わらず」の議論とどう関連するかが問題である。
- (116) 曾田『立憲国家中国への始動: 明治憲政と近代中国』では, 清末から中華民国初期までの立憲国家形成における行政制度の構築に重点を置いた分析をしており, 革命による断絶ではなく, 清末から中華民国初期までに国民国家建設における state-building プロセスを日本とのかかわりで描き出している。これに関連して村田雄二郎「中国皇帝と天皇」, 山内昌之ほか編著『帝国とは何か』(岩波書店, 1997 年) も参照。
- (117) これについては, 横山宏章『中華民国史』(三一書房, 1996) 第 5 章, 毛桂榮訳「憲法から見た中華民国の政治体制」(明治学院大学法律科学研究所年報 14 号, 1998 年所収) を参照。また毛桂榮「公務員制と政治体制—5ヶ国人事行政機関の比較研究(一)」, 明治学院大学『法学研究』66 号, 1999 年 2 月所収では, 若干, 言及した(118 頁以下)。
- (118) 張帆, 前掲書, 99 頁。「行法」と「行政」の併用の事例が, 日本に比べて多い(95-98 頁)。中国では, 1890 年代は「行法」が「行政」に取って代わられた時期といえる。
- (119) 前掲山室『思想課題としてのアジア』, 484 頁以下を参照。まず 19 世紀末に自然科学の用語が, そして 20 世紀初めに社会科学の用語が定着したようである。
- (120) 黄克武「新語戦争: 清末の嚴復訳語と和製漢語との争い」, 前掲『摸索する近

「行政」の誕生と交流

代日中関係：対話と競争の時代』第6章所収、また前掲『新語探源』第5章第3節、黄興濤「近代中国新名詞的思想史意義発微」、広州市社会科学院『開放時代』2003年、第4期所収を参照。

- (121) この『時務報』は、1896年7月に創刊され、1898年6月まで約2年間、合わせて69巻を発行した。2年で終了を迎える発行を巡る諸問題（洋務派と改良派との争いなど）に関する検討は、例えば佐藤一樹「『時務報』と清末のジャーナリズム観」、駒澤大学『論集』第28号、1988年9月、47-62頁を参照。
- (122) 山室『思想課題としてのアジア』、252頁以下、また鄭海麟『黄遵憲と近代中国』（三聯書店、1988年）を参照。
- (123) この「日本国志後序」は、前掲『梁啓超全集』第1冊、126頁に所収。『時務報』21巻（1897年3月23日）に掲載された。
- (124) 張帆、前掲書、57-61頁、また山室『思想課題としてのアジア』、252頁以下を参照。
- (125) 沈国威「『時務報』の東文報訳と古城貞吉」、関西大学アジア文化交流研究センター『アジア文化交流研究』（前掲）、2009年3月、第4号、45-71頁を参照。また沈国威「近代日中語彙交流—逆転への道程」では、『時務報』の東文報訳の訳語例が附表として提示され、憲法、立法のほか、「行政費」や「行政官」の用語がみられる（90頁）。
- (126) 村尾進「万木森森：『時務報』時代の梁啓超とその周辺」、狭間直樹編『共同研究 梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』（みすず書房、1999年）所収、37頁以下、また沈国威「日本発近代知への接近—梁啓超の場合」、前掲『東アジア文化交流研究』第2号、2009年所収を参照。
- (127) 姜義華ほか編集・校正『康有為全集』（北京・中国人民大学出版会、2007年）第4集所収を参照。日本語としては、村田雄二郎責任編集「新編原典中国近代思想史2」『万国公法の時代—洋務・変法運動』（岩波書店、2010年）所収に、「日本変政考」の序文が翻訳・収録されている（同書236-239頁。村田雄二郎訳・解説）。版種についても同解説を参照。康有為或は戊戌変法と明治維新との関係については、例えば彭澤周『中国の近代化と明治維新』（同朋舎、1976年）第1、2章を参照。
- (128) 前掲山室『思想課題としてのアジア』、256頁以下を参照。
- (129) これに関しては、黄興濤「新名詞的政治文化史—康有為と日本新名詞関係研究」、『新史学』（中華書局、2009年）第3巻所収を参照。
- (130) 康有為『日本書目志』はいくつかの版があるが、これについては、王宝平「康有為『日本書目志』出典考」、古典研究会編『汲古』（汲古書院、2010年）第57巻、13-29頁では、各版の検討を行っている。本稿は、蔣貴麟主編「康南海先生遺著彙刊」康有為撰『日本書目志』（繁体字、台北、宏業書局、1976年）、そして前掲、簡

体字の『康有為全集』(第3集)を参照した。

- (131) 姜義華ほか編集・校正『康有為全集』第3集, 261頁以下。『康有為全集』第3集の編集校正説明では、この図書は「1898年春刊行」としている。旧説では「1897年刊行」であり、前掲、山室『思想課題としてのアジア』では「1897年刊行」としている(254頁)。
- (132) 村田雄二郎「康有為と「東学」—「日本書目誌」をめぐる」、東京大学教養学部外国語科『外国語科研究紀要』1992年40巻5号, 1-43頁, 竹内弘行「康有為『日本書目誌』の一考察」, 『名古屋大学文学部研究論集・哲学』第49号, 2003年, 77-95頁, また『思想課題としてのアジア』255頁以下を参照。
- (133) 前掲村田雄二郎「康有為と「東学」—「日本書目誌」をめぐる」、山室, 前掲『思想課題としてのアジア』, 255-256頁を参照。
- (134) 沈国威「康有為とその『日本書目誌』」(中国語論文), 近代東西言語文化接触研究会『或問』(白帝社, 2003年, 第5号所収)では、当時の書誌目録を整理したと指摘する(66頁)。
- (135) 王宝平「康有為『日本書目誌』出典考」(前掲)は、出典の特定をし、『図書総目録』と『日本書目誌』の比較分析をしている。
- (136) 政治類に「経済学」, 「社会学」, 「家政学」などが分類されていることは、今日的視点では問題であるが、特に家政学については書目の注記で裁縫, 料理と記しながら、政治類に入れていることは不思議である。前掲、王宝平によれば、それは、康有為が書目を再編集する際に、(20門を15門にするなど)分類を減らし再分類したことによる。元の第6門(家政学及び裁縫書)を、第5問(政治)に統合した(前掲、王宝平, 21頁)。書目では「社会学」, 「経済学」, 「財政学」のほか、「美学」「科学」などの用語も登場し、中国では最初ではないかと議論される。前掲『新語探源』, 377頁。前掲、沈国威「康有為とその『日本書目誌』」(67頁)では、この書目が日本の出版情報を編集したと分析しているので、新語となる用語は、単なる記号とし、その意義を否定した。
- (137) 日本語の漢字書籍名をそのまま中国語で記載するので、その内容(例えば社会学)を知らないままで整理する可能性があり、また分類の間違いも登場するのである。行政学関係27冊の図書は、原著は全部、漢字の書名であり、欧文より日本語に訳された日本語書籍については、康有為の書籍リストでは原著の人名は省略されている。
- (138) 『康有為全集』第3集, 327頁(日本書目誌巻五日録)を参照。
- (139) このリストは、『康有為全集』第3集, 332-333頁のリストをスキャンして一頁にまとめたものであり、訂正はしていない。行政学部分類27冊のリスト書籍については、別途検証するが、27冊中、2冊を除き、25冊は現在、その書誌情報

「行政」の誕生と交流

を確認でき、多くは国会図書館ではデジタル資料として収録されている。また、リストの「官治」を「官治」としていることが明らかに簡体字の『康有為全集』の校正ミスであり（蔣貴麟主編『日本書目志』では「官治」。私の検証では、原書（国会図書館ではデジタル資料）では「官治」ではなく、「官治」である）。ちなみに、康有為のコメントには、「美國」の用語があるが、リストには「美國」がなく、「英国」のはずである。康有為の間違いであろう（『康有為全集』第3集、333頁、蔣貴麟主編『日本書目志』、195頁を参照）。

- (140) 中国における「行政法」の概念は、日本からの輸入であるが、時期的に1900年代初めと思われる。これについては、孫兵「漢語“行政法”語詞的由来及其語義之演變」、『現代法学』（中国・重慶・西南政法大学）、2010年第1期（号）所収を参照。
- (141) 佐々木揚「戊戌変法期の『憲法』—康有為『日本変政考』を中心として」、東洋文庫『東洋学報』第88巻2号、2006年9月、191-225頁を参照。
- (142) 前掲『康有為全集』第3集、342頁以下（日本書目志巻六目録）を参照。
- (143) 内容的にはドイツ官房学と思われるが、19世紀の末に日本で（有賀長雄、ラートゲン、シュタイン）行政学のテキストが出現したことは特筆に値する。19世紀末にアメリカの行政学研究が開始し、1887年にウィルソンの「行政の研究」が発表されたことを無視するつもりはない。ただし、ウィルソンの「行政の研究」が、第2次世界体制まではほとんど読まれていなかったことは事実であり、これについては、Jack Rabin, James S. Bowman, ed., *Politics and Administration: Woodrow Wilson and American Public Administration*, New York: Dekker, 1984, chap. 11 (Paul P. Van Riper) を参照。アメリカにおける行政学の最初のテキストは1926年、L. D. White, *Introduction to the Study of Public Administration* である。
- (144) 有賀長雄『行政学』（内務編）の内容に関しては、辻清明「日本における行政学の展開と課題」、辻清明編集代表『行政学講座』（東京大学出版会、1973年）第1巻所収、308頁以下を参照。辻は、有賀の行政学を「社会学的行政学」としている。
- (145) この資料は<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784436/1>で確認できる。ちなみに、有賀長雄の行政学著書は、信山社より日本立法資料として復刻・刊行されている。
- (146) ラートゲンの独逸学協会における行政学講義については、前掲勝田有恒「カール・ラートゲンの『行政学講義』—ドイツ型官治主義の導入」、131頁以下、前掲瀧井一博「帝国大学体制とお雇い教師カール・ラートゲン：独逸国家学の伝道」、223頁を参照。
- (147) 講義資料は、<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784444>で見ることができる。
- (148) 市販された『行政学』は、<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784441>で確

「行政」の誕生と交流

- 認できる。1884年と1886年版も同ライブラリーでみることができる。
- (149) この写真については、前掲、瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』、口絵第5頁の写真、または前掲、瀧井一博『文明史の中の明治憲法』、158頁の写真を参照。
- (150) この時期に「行政学」の意味内容を理解したと仮定し、「戊戌変法」が失敗する状況では、行政学を吸収する環境が果たしてあるのかは、疑問である。20世紀に入り、立憲準備開始で初めてその可能性が生れるが、その後の国民国家建設、さらに産業化、都市化の進行で「行政学」が学問として構築されていく状況が生まれるであろう。近代官僚制を研究対象とする行政学は、近代国家の建設で必要となる学問である。
- (151) 「中國近代期刊匯刊」『強学報・時務報 四』合併本（北京・中華書局、1991年）（明治学院大学も所蔵）、合併本の通し番号、3045頁から3051頁までを参照。
- (152) 狭間直樹編『共同研究 梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』、第Ⅰ、Ⅱ部を参照。
- (153) 『梁啓超全集』（前掲）第一冊、129頁以下に簡体字の文章が収録されている。梁啓超「読『日本書目志』書後」（繁体字）は、梁啓超『飲水室合集』（上海・中華書局、1936年）、合集1文集2、51-55頁を参照。この「合集1」は文集1から文集9までを一冊にまとめているが、上記の頁数は文集2の頁数で、文集1-文集9からなる「合集1」の連続する頁数ではないことに注意喚起したい。かなりの論文では現物を確認しないまま、「合集1」の頁として注記している。資料の鮮明度からここでは簡体字の文書を資料として掲載した。
- (154) 中国における行政学の専門書や論文では、梁啓超が「行政学」の勉強を薦めたのは1896年の「論訳書」と叙述するものが多い。張帆、前掲書（4頁）でもその間違いを指摘している。明治学院大学所蔵の前掲『飲水室合集』（中華書局、1936年）、『梁啓超全集』で「論訳書」などを調べ、そのような表現がないことを確認した。ただ、その「論訳書」は、本稿の関係で言うと、その時代において日本を学び、日本より新知識を吸収すると勧めた文章であり、「訳書為強国第一義」（『梁啓超全集』第一冊、45頁）（訳書は強国するための第一方法）と言い、同時期の思想状況を示す文章である。
- (155) 山室『思想課題としてのアジア』、258頁以下を参照。訳書局が新設の「京師大学堂」（1898年、現在の北京大学の前身）に編入され、東京大学規則を収録した『日本東京大学規則』も刊行され、梁が起草したとされる「京師大学堂章程」が「帝國大学令」を参考にしたとされる。同書、260頁を参照。また王曉秋『京師大学堂と日本』、狭間直樹編『西洋近代文明と中華世界』（京都大学学術出版会、2001年）所収を参照。ただこの論文からは政治学と行政学の設置が確認できない。
- (156) 張帆、前掲書（112-119頁）では、1900年代に日本語から中国語への翻訳書など

をリストアップしているが、清水澄、浮田和民、高田早苗、美濃部達吉の著書が多い。清水を含め日本の学者と中国憲政とのかかわりなどについては、前掲曾田『立憲国家中国への始動：明治憲政と近代中国』、特に第2、4章などを参照。

- (157) 行政法、特に美濃部の行政法の中国への導入については、例えば王貴松「美濃部達吉与中国公法学」、中国政法大学『比較法研究』2010年第5号所収を参照。中国の行政法では大陸法（日本法）の影響が強いとされている。沈国明・王立民編集『二十世紀中国社会科学・法学卷』（上海人民出版社、2005年）、114頁などを参照。
- (158) これらの学者の業績に関して、憲法・行政法関係では、前掲鶴飼『行政法の歴史的展開』、178頁以下、政治学関係では、大塚桂『近代日本の政治学者群像』（勁草書房、2001年）、内田満『アメリカ政治学への視座：早稲田政治学の形成過程』（三嶺書房、1992年）を参照。
- (159) 王健「晚清法学新詞の創制及其与日本の関係」、南京大学『南京大学学報』（哲学・人文科学・社会科学版）2005年第6期所収、王貴松「日本憲法学在清末の輸入」、山東省社会科学連合会『山東社会科学』2009年第5期所収などを参照。
- (160) 章清「近代的科学の形成—中国における「日本要素」の出現」、前掲貴志俊彦ほか編『模索する近代日中関係：対話と競争の時代』第5章、90頁以下を参照。
- (161) 蠟山政道の行政学については、辻清明前掲「日本における行政学の展開と課題」、西尾勝「計画調整論としての行政学：書評・蠟山政道著『行政学研究論文集』」、日本行政学会編『行政改革の推進と抵抗』（勁草書房、1966年）所収、西尾勝「戦時中の辻行政学」、東京大学『国家学会雑誌』第106巻9・10号、1993年所収、田口富久治「蠟山行政学の一考察」、日本行政学会編『行政学の現状と課題』（ぎょうせい、1983年）所収、今村都南雄『ガバナンスの探究：蠟山政道を読む』（勁草書房、2009年）を参照。
- (162) 中国行政学関係の著書などでは、『行海要術』や『行政綱目』を19世紀末、20世紀初めに刊行された行政学の中国語訳書として紹介することが多い。手元にある教科書でみると、例えば張國慶主編『行政管理学概論』（第二版、北京大学出版会、2000年）、57頁、また王邦佐ほか編『二十世紀中国社会科学・政治学卷』（上海人民出版社、2005年）、204頁、426頁。最近、『行海要術』が行政学の書物ではないことが指摘された。許康ほか『「行海要術」不是行政学書籍』、湖南大学『湖南大学学报（社会科学版）』2010年、24（2）所収を参照。実は、「行海」は航海のことである。このような間違った記述がいつごろからあったのかは不明であるが、少なくとも1992年に刊行された『中国大百科全書・政治学』（中国大百科全書出版社）の「行政学」項目（執筆者は周世述）には、このような記述（同書、417頁）が見られる。『行政綱目』なる訳書も現在のところ、確認できていない。可能性としては、

清末に予備立憲として公表された『行政綱目』を間違って訳書としたと思われる。またこれは、「行政学」を勧める梁啓超の文章に関する間違いと同様、数十年間その事実誤認が放置され教科書では言及され続けてきた。毛桂榮「關於行政，行政学概念的形成」（中国語，中国行政管理学会編『中国行政管理』2011年10月号）ではこれらの誤認問題を整理した。

- (163) 蠟山の本は行政学の学問領域の検討などでたびたび取り上げられたことからして、1930年代に中国で広く読まれたと推測する。張帆，前掲書，120頁，125-128頁を参照。
- (164) 王邦佐ほか編『二十世紀中国社会科学・政治学卷』，427頁を参照。但し，書誌の検証では，この『行政学原理』の所在を確認できなかった。またこれに類似する叙述は，ほかの行政学の書籍では見当たらない。
- (165) ウィルソン（Woodrow Wilson）の論文「行政の研究」（The Study of Administration, 1887）がいつごろ，中国に紹介されたかは，確認できていないが，グッドナウ（F. J. Goodnow）の著書『政治と行政』（Politics and Administration, 1900）が中国に翻訳されたのは，1987年であった（王元訳『政治与行政』，北京・華夏出版社）。20世紀の初頭では，グッドナウは著書『政治と行政』よりも，その立憲君主論が中国では有名であった。彼は中華民国期に政府顧問として，有賀長雄と同様に憲法草案の作成に深くかかわっていた。曾田『立憲国家中国への始動：明治憲政と近代中国』第8章などを参照。
- (166) 科学管理法以後のアメリカの組織管理論の中国への導入に関しては，張帆，前掲書第5章，130頁以下を参照。ちなみに日本における科学管理法の受容に関しては，佐々木聡『科学的管理法の日本的展開』（有斐閣，1999年）を参照。日中の科学管理法の受容はかなり異なるようである。
- (167) 1992年に中国で刊行された『中国大百科全書・政治学』（中国大百科全書出版社）を調べると，北京大学の前身である京師大学堂では，1903年に政治学講座を開設した（16頁）とあり，行政学講座の開設については，行政学の項目（416頁）では言及されていない。前掲，王邦佐ほか編『二十世紀中国社会科学・政治学卷』によれば，中国における行政学教育は1930年代に始まり，中断を経て，1982年に復旦大学で開催された「政治学講習班」（政治学教員養成クラス）において夏書章と周世述が「行政管理」を講義しており，以後，行政学（行政管理学）の教育課程が再建された。同書，207頁，426-427頁を参照。また初期の行政学教育に関する研究として，許康『中国近代行政学教育史稿』（中国社会科学出版社，2007年12月）があり，上海図書館まで閲覧に向いたが，未見。
- (168) 王邦佐ほか編『二十世紀中国社会科学・政治学卷』では，張金鑑をはじめとする行政学者の業績を「行政学研究の国産化」（204-205頁）として高く評価している。

その後の台湾における行政学の実展は、詹中原「台湾公共行政發展史研究—理論演進與實務發展」, 財団法人国家政策研究基金会「国政研究報告」憲政(研)094-018號, 2005年7月所収, <http://old.npf.org.tw/PUBLICATION/CL/094/CL-R-094-018.htm>を参照。

- (169) 任劍濤「夏書章与中国行政管理学的重建」, 中国行政管理学会『中国行政管理』2008年, 第4期所収を参照。この論文のはじめに、梁啓超が『論訳書』で「行政学」の勉強を薦めたと書いているが、事実の誤認である。
- (170) 王邦佐ほか編『二十世紀中国社会科学・政治学卷』, 206頁, 427頁, また劉怡昌, 許文惠, 徐理明編集『中国行政科学發展』(中国人事出版社, 1996年), 2頁。
- (171) 1954年に台湾で再建された「中国行政学会」の英文表示は Chinese Society for Public Administration であるのに対して、1988年に大陸中国で成立した「中国行政管理学会」の英文表示は、Chinese Public Administration Society で、台湾にある中国行政学会を意識したと思われる。これについては、毛桂榮「2008年度研究報告」(明治学院大学法律科学研究所年報25号, 2009年7月所収)で言及していた。ちなみに、政治学会に関しては、1932年に「中国政治学会」が成立し、それは1952年に台湾で「中国政治学会」の名称で再建されていた。英文名は Chinese Association of Political Science (<http://capstapei.org.tw>を参照, 1932年よりと記載)である。他方、中国(大陸)では同名の「中国政治学会」が1980年に成立し、1985年に国際政治学会に加入し、1991年に退会したが、その英文名は、同じく Chinese Association of Political Science である。
- (172) 毛桂榮「『政府の、政府による、政府のため』の行政研究—中国の行政管理学について」, 『明治学院論叢・法学研究』68号, 1999年所収。
- (173) 毛桂榮「公共管理とMPA」, 『季刊行政管理研究』(行政管理研究センター発行), 2002年9月号所収を参照。
- (174) この問題については、中国行政学界の長老である夏書章が、論文「行政学和行政管理学科名称雜議」(中国共産党江蘇省委党校編『唯実』, 南京, 1997年第3期に所収)で論じている。また張康之ほか「対“行政”概念的歴史考察」, 四川省社会科学院『社会科学研究』, 2010年第1期所収, 屈文生「administration 的三大翻譯之爭」, 英語學習誌『疯狂英語(教師版) Crazy English(Teachers)』(中国・江西教育出版社出版)2008年第5期掲載を参照。
- (175) 馬俊ほか編集『反思中国公共行政学』(北京・中央編訳出版社, 2009年)を参照。
- (176) 日本の行政学テキストではほとんど見られず、逆に中国の行政学テキストではかならずと言ってよいほど登場する内容としては、「行政文化論」と「リーダーシップ論」がある。日本の行政学研究では井出嘉憲『日本官僚制と行政文化』があるように行政文化論が決してないとは言えないが、教科書では行政文化論は登場し

「行政」の誕生と交流

ない。また内閣の機能強化や内閣総理大臣リーダーシップ強化の議論が多いが、リーダーシップ論は行政学のテキストでは登場しない。これは、どういう現実と歴史によって形成された相違であろうか、日中の行政及び行政学の比較研究が興味深い課題である。

- (177) 1990年代の日中行政学交流に関しては、例えば『中日行政学交流的唱導者—日本著名行政学学者加藤一明先生訪談録』、中国行政管理学会編『中国行政管理』、1994年第10期所収などを参照。
- (178) 西尾勝『行政学・新版』（中国人民大学出版社、2006年）、同書所収の訳者後書も参照。
- (179) 毛桂榮「行政指導在日本」、福建省社会科学界連合会編『東南學術』2005年1月号所収、「日本没有職位分類制的公務員人事管理」、南京大学『公共管理高層論壇』第4号、2006年12月所収、「日本公務員人事管理的制度与運作」、復旦大学『復旦公共行政評論』第3号、2007年所収、「日本独立行政法人述評」、中山大学『公共管理評論』第7卷、2010年1月所収、「日本行政学研究与教育回顧」（初出は明治学院大学『法学研究』87号、2009年）、郭定平編集『日本政治与外交轉型研究』（復旦大学出版社、2010年）所収、「行政管理論」、明治学院大学『法学研究』89号、2010年所収などを参照。

付記：本稿の作成にあたり、明治学院大学図書館、そして同法律科学研究所の笠井さんをはじめスタッフの皆さんには、資料の収集と取り寄せに大変お世話になり、改めて感謝の意を表す。また、中国河北省燕山大学韓兆柱教授が明治学院大学に客員研究員として滞在中、毛との討論、会話などが本稿作成の刺激になったことも記して感謝したい。「行法」の用語が意識されないまま「行政」と誤植されることが多いこともあって、本稿では原資料を画像として多数取り入れており、その実態にできるだけ迫ることにした。初稿完成後、畠山弘文教授には全文を読んで、コメントしていただき、日本語の校正までお世話になった。ここに感謝の意を表したい。

(2011年7月初稿、10月改稿。毛桂榮 MAO, Guirong)